

平成23年

第5回美濃市議会定例会会議録

平成23年 9月 1日 開会

平成23年 9月22日 閉会

美 濃 市 議 会

平成23年第5回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月1日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	4
開会・開議の宣告	7
諸般の報告及び行政諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程	7
議案の説明	
認第1号(副市長 加納和喜君)	7
認第2号・認第3号・認第4号・認第8号・認第9号・議第54号・議第56号 議第59号・議第60号(民生部長(福祉事務所長) 西部真宏君)	11
休憩	18
再開	18
認第5号・認第6号・認第7号・認第11号・議第55号(建設部長 丸茂 勝君)	18
認第10号・議第57号(美濃病院事務局長 西部繁雄君)	22
休憩	25
再開	25
議第53号・議第58号(総務部長 梅村 健君)	25
議案の上程	30
議案の説明	
議第61号・議第62号・議第63号(市長 石川道政君)	30
質疑	31
委員会付託省略(議第61号・議第62号・議第63号)	31
討論	31
議案の採決	31
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	32
休会期間の決定	32
散会の宣告	33

会議録署名議員	34
---------------	----

第 2 号 (9月13日)

議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	36
説明のため出席した者	36
職務のため出席した事務局職員	36
開議の宣告	37
会議録署名議員の指名	37
認第1号から議第60号までと質疑及び市政に対する一般質問	
1 野倉和郎議員	37
1. 県道上野・関線の改良計画の進捗状況について	
① 御手洗・半道間や大矢田西洞から半道トンネルの手付かずの状況について	
② 牧谷地区にとって重要道路であり、早期改良が優先課題だと考えるがどうか	
2. 廃屋の撤去費用に係る市補助金の制定について	
① 廃屋対策が深刻化する前に、撤去費用に補助制度を創設することができないか	
石川市長答弁	39
丸茂建設部長答弁	40
再 野倉和郎議員	41
2 古田 豊議員	41
1. 美濃市に若者がたくさん住めるようにする対策について	
① 住宅地確保のため区画整理事業を多く実施する事はできないのか	
② 区画整理事業を成功させる為に、市は減歩率の縮小と保留地の完売に協力する事ができないか	
2. 美濃市の人口減を食い止める為と税収確保対策について	
① 東日本大震災で被害があった企業に、工場用地として学校跡地や市有地を無償で提供できないか	
② 工場誘致条例を改正して積極的に企業誘致をする事ができないか	
3. 小中学校教育について	
① 先進国中最も本を読まなくなった子どもたちに、すばらしい日本文学をたっぷり読ませる必要があるのではないか	
② 「いじめや万引きや平気でうそをつく」ことを「だめなことはだめ」とはっきり教える必要があるのではないか	

丸茂建設部長答弁	45
石川市長答弁	45
藤川教育長答弁	47
再 古田 豊議員	48
休憩	49
再開	49
3 森 福子議員	49
1. 本市の給食センターの現状と今後の方向性について	
① 児童・生徒が減少し、学校再編成が実施される中で、現在給食センターの機能は、どのようになっているのか	
② 成長期の児童・生徒に、安全で安心な給食を提供する責務があるが、その責任をどのように果たしていくのか	
③ 老朽化している給食センターの施設について、市の方針はどのように考えているのか	
藤川教育長答弁	50
再 森 福子議員	52
藤川教育長答弁	52
再々森 福子議員	53
4 辻 文男議員	53
1. 生涯学習センターの活用について	
① 有効活用のためにどのような施策を実施したか	
② 現在の活用状況はどのようなものであるか	
③ 施設を有効活用するために、「みんなの廃校プロジェクト」制度へのエントリーができないか	
2. 防犯灯・通学路灯のLED化について	
① 現在の状況は、どのようなものであるか	
② 省エネ対策として、順次LED化を進めることができないか	
藤川教育長答弁	55
梅村総務部長答弁	56
再 辻 文男議員	57
5 古田秀文議員	57
1. 要介護者等に対する緊急時におけるサポート体制について	
① 現在の緊急時における対応はどのような現状になっているのか	
② 「小規模多機能型居宅介護施設」の募集状況について	
③ 今後はどのような体制で対応していくのか	
2. 女性が利用しやすい美濃病院の診療体制について	

① 現在、市の行なっている検診等に対する女性の受診率は、どの様になっているのか	
② 美濃病院外来診療に女性医師を増やした事に伴う女性の受診に効果が表われているのか	
③ 女性診療放射線技師も必要と思うが、検討できないか	
休憩	59
再開	59
西部民生部長（福祉事務所長）答弁	59
西部美濃病院事務局長答弁	61
再 古田秀文議員	62
6 岡部忠敏議員	62
1. 認第3号平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
① 決算書によると歳入歳出差引額が1億256万円である。結果からすると、平成23年度では、国民健康保険税が平均20%引き上げられているが、本当に必要な引き上げだったのか	
2. 自然災害に対する被災者支援システムについて	
① 導入予定はあるのか	
② 運用時期はいつになるのか	
3. 小中学校施設の防災機能向上について	
① 避難所用の電話・FAXの設置、マンホールを利用した仮設トイレの整備及び非常用自家発電装置の設置などができないか	
西部民生部長（福祉事務所長）答弁	64
梅村総務部長答弁	65
7 塚田歳春議員	66
1. 住宅リフォーム助成制度の創設について	
① 市内に建設事業者は何軒あるのか	
② それらの事業者の売上は伸びているのか	
③ 住宅リフォーム助成制度は、地域経済の起爆剤になると思うが助成できないか	
2. （仮称）池尻・笠神工業団地計画について	
① まず、テクノパークにかかった市費、税収、市内の雇用状況など総合的に総括すべきでないか	
② 工業団地開発可能性調査や工業団地需要調査結果はどうであったか	
③ 基本調査を行う前に、県営事業として県が財政的にも責任をもつとの確約が前提条件ではないか	
3. 生活保護行政について	

① 生活保護申請時の窓口対応は、法の趣旨にそって、相手の気持ちに思いを寄せた対応が必要ではないか	
② 保護の支給までの2～3週間の生活費に充当する「つなぎ資金」の創設をすべきでないか	
休憩	70
再開	70
石川市長答弁	70
西部民生部長（福祉事務所長）答弁	72
再 塚田歳春議員	73
石川市長答弁	75
再々 塚田歳春議員	76
石川市長答弁	77
8 太田照彦議員	77
1. 美濃市特産品「仙寿菜」の消費拡大に向けた取り組みについて	
① 今までの取り組み状況について	
② 今後の取り組みと展開について	
2. 美濃中学校と美濃北中学校の再編成に向けた取り組みについて	
① 「美濃中学校・美濃北中学校再編成準備委員会」の下に組織された7つの専門部会の協議・検討事項の進捗状況について	
② 再編成に向けての今後の対応について	
渡辺産業振興部長答弁	79
藤川教育長答弁	80
再 太田照彦議員	82
委員会付託（認第1号から議第60号まで）	83
休会期間の決定	83
散会の宣告	83
会議録署名議員	84
第 3 号 （9月22日）	
議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	86
説明のため出席した者	86
職務のため出席した事務局職員	86
開議の宣告	87

会議録署名議員の指名	87
議案の上程	87
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君	87
民生教育常任委員会委員長 森 福子君	88
委員長報告に対する質疑	89
討論	89
塚田歳春議員	89
議案の採決	90
閉会中の継続調査申出書について	93
議案の上程	93
議案の説明	
議第64号（秘書課長 井上 司君）	93
休憩	94
再開	94
質疑	94
委員会付託省略（議第64号）	94
討論	94
議案の採決	94
議案の上程	95
議案の説明	
市議第2号（太田照彦君）	95
休憩	95
再開	95
質疑	95
委員会付託省略（市議第2号）	96
討論	96
議案の採決	96
閉会の宣告	96
市長あいさつ	96
会議録署名議員	99
総務産業建設常任委員会審査報告書	100
民生教育常任委員会審査報告書	100

美濃市告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成23年9月1日に第5回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成23年8月25日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、平成23年度美濃市一般会計補正予算（第3号）
- 1、平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成23年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 1、美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市収入印紙等購買基金条例について
- 1、美濃市監査委員の選任について
- 1、美濃市固定資産評価員の選任について
- 1、美濃市教育委員会委員の選任について

平成23年9月1日

平成23年第5回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成23年 9 月 1 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 3 号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 4 号 平成22年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 5 号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 6 号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 7 号 平成22年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 8 号 平成22年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 9 号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認第10号 平成22年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第13 認第11号 平成22年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第14 議第53号 平成23年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第15 議第54号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第55号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第56号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第57号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第19 議第58号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第20 議第59号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第60号 美濃市収入印紙等購買基金条例について
- 第22 議第61号 美濃市監査委員の選任について
- 第23 議第62号 美濃市固定資産評価員の選任について
- 第24 議第63号 美濃市教育委員会委員の選任について
- 第25 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

第 1 から第25までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	古 田 秀 文 君	2 番	岡 部 忠 敏 君
3 番	辻 文 男 君	4 番	庄 司 義 廣 君
5 番	古 田 豊 君	6 番	太 田 照 彦 君
7 番	森 福 子 君	8 番	山 口 育 男 君

9 番 佐藤好夫君
11 番 日比野豊君
13 番 塚田歳春君

10 番 岩原輝夫君
12 番 野倉和郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	藤川久男君	総務部長	梅村健君
民生部長 (福祉事務所長)	西部真宏君	産業振興部長	渡辺彰君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬恒雄君
教育次長	太田己代治君	美濃病院 事務局長	西部繁雄君
総務部参事兼 税務課長	古田行雄君	民生部参事兼 健康福祉課長	佐藤祥一君
総務課長	古田和彦君	秘書課長	井上司君
選管・監査 事務局長	古田満君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原英樹	議会事務局長 次	古田孝見
議会事務局 書記	長屋充宏		

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、さきに永年勤続議員の表彰がありましたので、この伝達をさせていただきます。

永年勤続議員として、日比野豊君、児山廣茂前議員が、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会から表彰の栄に浴されましたので、ここに御披露申し上げ、ただいまから表彰状の伝達を行いますので、よろしく願いいたします。

○議会事務局長（市原英樹君） それでは、全国市議会議長会、東海市議会議長会のそれぞれの表彰を代表いたしまして、全国市議会議長会の表彰状を日比野議員、御受領お願いいたします。

〔日比野豊議員 表彰状受領〕

○議会事務局長（市原英樹君） ここで、議会を代表して議長から祝辞を申し上げます。

○議長（山口育男君） 議会を代表いたしまして、一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

ただいま日比野議員、児山前議員には、全国市議会議長会並びに東海市議会議長会の永年勤続議員表彰の栄に浴され、まずもって心よりお祝いを申し上げる次第であります。

両名の方には、20年という長きにわたり、地方自治の健全なる確立と美濃市政発展のために、各般にわたり多大なる貢献を賜りました。また、議会におきましても、円滑なる議会運営のために何かと御尽力を賜りましたことに対し、心から敬意を表するものであります。美濃市政にとりましては、いろいろな課題が山積しており、重要な時期であります。今後とも健康には十分御留意をいただきまして、諸問題解決のためにさらなる御活躍をお祈り申し上げます。

最後に、このたびの受彰に当たりまして、心からお喜びを申し上げ、お祝いの言葉といたします。まことにおめでとうございました。

○議会事務局長（市原英樹君） 次に、市長から御祝辞をいただきます。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

ただいま表彰を受けられました日比野豊議員、児山廣茂前議員に対して、一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたびの両議員さんにおかれましては、20年の長きにわたり市政発展と市民福祉の向上に献身的な御尽力を賜った御功績により、全国市議会議長会会長表彰並びに東海市議会議長会会長表彰の栄に浴されたわけでございます。まことにおめでとうございました。

また、多年の御尽力と御精進に対しまして、心から深く敬意と感謝を申し上げます。

現在、市政は順調に推移しておりますが、ことしは美濃市にとりまして第5次総合計画スタートの重要な年であります。10年後の美濃市の「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」の実現のため、ともに努力をしなければなりません。しかし、相変わらず景気回復の兆しが見えない中、市税の減収や交付税の削減等により、極めて厳しい財政状況下にあります。市民サービスを低下させず、安心・安全で活力ある持続可能な発展を期するには、引き

続き行財政改革にも取り組まなければなりません。

そのため、市民・議会・市が一体となって、協働による平成まちづくり改革を推進しつつ、かつ将来に向けて、小さくてもキラリと光るオンリーワンの「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」づくりを進めたいと存じます。

日比野議員におかれましては、議会にあって指導的立場の方であり、今後とも豊かな経験を生かされまして、御健勝で御活躍の上、市政発展のために一層の御指導と御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。また、兎山前議員におかれましては、先輩議員として、今後とも御健勝で市政発展のために御理解と御協力と御指導をお願いを申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。まことにめでとうございました。

○**議会事務局長（市原英樹君）** ここで、受賞者を代表して日比野豊議員から謝辞がございます。

○**11番（日比野 豊君）** 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいまは、全国並びに東海市議会議長会から議員勤続20年の表彰をいただきまして、まことにありがとうございます。こうして表彰が受けられるのも、支援者を初め、ひとえに議員の皆様、また関係各位の御支援と御協力のたまものと心から深く感謝申し上げます。

また、ただいまは市長、議長から身に余るお言葉をいただき、高い席からではございますが、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日のこの受彰を契機に、きょうまでの経験を生かして、これからも市政進展のために精いっぱい努力をする決意でございます。今後とも、皆様方におかれましては、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、お礼の言葉といたします。本日はまことにありがとうございました。

○**議長（山口育男君）** これをもちまして表彰状の伝達を終わります。

本日は、平成23年第5回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

なお、7月10日執行の美濃市長選挙におきまして、石川市長におかれましては無投票当選の榮に浴され、心からお喜びを申し上げます。

市政を取り巻く環境が大変厳しい中、本年度スタートしました美濃市第5次総合計画の三つの基本目標である「潤いある、人・暮らし・地域コミュニティづくり」、「自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり」、「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」を推進し、「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」づくりの実現のため、市と議会、市民が力を合わせ、だれもが健康で安心・安全に暮らせる活力あるまちづくりに邁進されますようお願いいたしますとともに、5期目の御就任に際し、本席から甚だ恐縮に存じますが、開会に先立ちましてお祝いといたします。

市長あいさつ

○議長（山口育男君）　ここで市長からあいさつがあります。

市長　石川道政君。

○市長（石川道政君）　本日は、平成23年第5回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

　ことしも暑い夏で温暖化が進み、年々気温が上昇しているように思われ、全国各地で熱中症による事故も相次いでおります。議員各位におかれましては、御健勝で御活躍をいただき、大慶に存じ上げます。

　私も5期目に入り、ただいま議長様から過分なお言葉を賜りまして、まことにありがとうございます。私は去る7月3日の市長選挙の告示におきまして、市議会を初め、市民の皆様から温かい御支援を賜り、無投票で当選をさせていただき、まことにありがとうございます。初心に返りまして一層気を引き締め、第5次総合計画を初め、美濃市が今取り組むべき課題と目標を明確にして、市民一人ひとりが安心して生活できる安全で元気な「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」づくりに努力をする所存でございます。一層の御指導と御理解をお願い申し上げて、お礼の言葉とさせていただきます。

　さて、去る8月19日には、市議会の御理解のもと、美濃市民参加音楽劇訪中団が中国杭州市で日中合同創作音楽劇「太陽をさがして」を公演いたしました。昭和60年から両市で文化交流が行われており、今回は杭州市からの招待で美濃市の小学2年生から70代までの105人が訪れました。杭州市の杭州大劇院オペラホールでの公演で、出演した美濃市民らの美しい歌声と熱のこもった演技は、約1,300人の杭州市民に感動を与えました。

　8月28日に実施いたしました防災訓練は、特に去る3月11日に発生しました東日本大震災の被害や対応を教訓として、防災体制の確立、地域住民の自主的な防災体制づくりと防災意識の高揚を図り、予想される東海・東南海地震に備えることと、これからの時期に予想される台風到来や、近年頻発しているゲリラ豪雨に備えての水防訓練を実施いたしました。議員各位を初め、上牧・下牧地区の多くの市民の皆様方、関係団体、ボランティア等の多数の御参加と御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。今後も、地域をみずから守るという自助、あるいは共助について積極的に支援をしてみたいと思っております。

　さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、平成22年度決算認定が11件、補正予算が5件、条例改正が2件、条例制定が1件、人事案件が3件、合計22件でございます。

　議案の内容につきましては後ほど御説明をいたしますが、平成22年度的美濃市一般会計歳入歳出決算につきましては、第4次総合計画の仕上げの年として厳しい財政事情の中、健全財政を堅持しつつ、厳しい歳出削減に努めながら、小さくてもキラリと光る「住みたいまち、訪れたいまち美濃市」を目指して、市としての必要な事業を積極的に推進し、かつ平成まちづくり改革にも取り組んだところでございます。

　一般会計の決算額は、歳入で92億5,594万円、歳出で87億9,622万円となり、歳入で1.9%の増加、歳出で0.5%の増加となりました。歳入と歳出の差引額は4億5,972万円となり、翌

年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は4億3,242万円の黒字となり、経常収支比率は92.7%、実質公債費比率は13.9%、将来負担比率は100.4%と、昨年に比べ一層の健全財政を進めることができました。

歳入につきましては市税が29億8,150万円、4.1%の減少、地方交付税が28億9,621万円、12.8%の増加となり、国庫支出金は7億4,703万円、25.8%の減少、財政調整基金は当初予定しておりました1億9,000万円の取り崩しをやめた上、3月補正と専決によりまして4億107万円の積み立てを行いました。さらに実質収支は4億3,241万円のうち、地方自治法の規定により、先ほど申しあげました1億3,000万円を追加して積み立てたところでございます。そのほかの特定目的基金の取り崩し等による繰入金は9,450万円で、49.1%の増加でございます。市債は6億3,350万円で、臨時財政対策債が大半ですが、20.4%の増加となりました。

次に歳出につきましては、健全財政に努めつつ、スローライフのまちづくりを目指し、歴史的風致維持向上計画の策定に向けた協議会の設置、サイクルシティ美濃の推進などに努めました。人口対策として、定住人口の確保、安定的な財源確保のため、美濃インター前の土地区画整理事業による良好な市街地形成、防災対策として地域防災交流センター整備事業、産業振興では「仙寿菜」の生産販売の支援、アジア圏を初めとする海外交流、市民生活の向上では、市民総参加による健康づくり、安心な子育て支援として中学3年生までの医療費助成を継続いたしました。学校教育では、少人数学習指導、学校生活不適合の児童・生徒への支援のための教員補助員の配置、市民参画では、地域住民がみずから考え実践し、地域の活性化を図るための地域づくり支援事業など、各事業の推進を図ってまいりました。また、52年ぶりの天皇・皇后両陛下の行幸啓では、市民全体がおもてなしの心でお迎えをいたしました。

次に特別会計の総決算額は、歳入で56億7,710万円、歳出で55億3,013万円となり、前年度に比べ歳入で1.8%の増加、歳出では1.0%の増加となりました。

主な理由としては、交通災害共済については交通災害共済準備積立金の減少、国民健康保険では一般被保険者療養給付費等の増加、老人保健については制度の廃止に伴う償還金の減少、簡易水道では簡易水道事業事務経費等の減少、農業集落排水事業では農業集落排水事業減債基金積立金及び公債繰上償還金等の減少、下水道においては公共下水道事業事務経費及び左岸処理区管渠整備事業等の減少、介護保険では介護給付費等の増加、後期高齢者医療については後期高齢者医療広域連合納付金の増加がございました。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のたまものであり、心から感謝を申し上げる次第でございます。

今定例会に提出します案件は、決算の認定、補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（山口育男君） ただいまから平成23年第5回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時19分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（山口育男君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付した報第7号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告、報第8号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（山口育男君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 岩原輝夫君、11番 日比野豊君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（山口育男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月26日までの26日間と決定いたしました。

第3 認第1号から第21 議第60号まで（提案説明）

○議長（山口育男君） 日程第3、認第1号から日程第21、議第60号までの19案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第1号について、副市長 加納和喜君。

○副市長（加納和喜君） それでは、認第1号 平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

それでは、決算の概要につきまして、赤スタンプ3番の平成22年度一般会計・特別会計決

算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げます。ナンバー3の成果等説明書でございます。

5ページの歳出の状況をお開きください。

平成22年度は、厳しい財政状況の中で引き続き徹底した平成まちづくり改革による行財政改革を進めまして、持続可能な財政運営に努め、市民協働による小さくてもキラリと光る「住みたいまち、訪れたいまち美濃市」を実現するため、六つのオンリーワンを目標に掲げて、第4次総合計画の総仕上げと次なる10年の第5次総合計画へつなげるため、各種事業を推進してまいりました。さらには、歴史と文化を生かしたまちづくりを進めております。当市のうだつの上がる町並みを天皇・皇后両陛下に行幸啓をいただきました。市民の皆さんには、心からおもてなしをいただいたところでございます。

都市環境の整備としては、主要幹線道路整備を初め、豊かな景観資源を生かすための景観整備事業、サイクルシティ美濃の推進を図るための人や自転車に優しい道路整備や、レンタサイクルとして電動アシスト付自転車の導入をいたしました。また、良好な市街地の形成のため、美濃インター前の土地区画整理事業の推進を図りました。

防災対策としましては、地域防災交流センター整備事業を行うとともに、防災ラジオの販売を行いました。さらには、美濃市歴史まちづくり協議会を設置し、歴史的風致維持向上計画の策定に向けての検討、協議を進めました。

産業の振興では、交流人口の増加を図るため、諸外国への観光宣伝ツールとして5ヵ国語DVDの作成や、観光イメージPR事業を国内外に向けて実施いたしました。

また、和紙産業の振興に努めるとともに、中小企業の振興対策や原材料価格高騰緊急利子・保証料補給事業の実施や、中心市街地活性化事業など、商工業の活性化に努めてまいりました。

農林業対策では、岐阜大学と連携した美濃特産品「仙寿菜」の生産販売の促進、全国豊かな海づくり大会美濃市サテライト大会の開催、また森林環境の保全のため、里山整備や間伐事業を行いました。

また、韓国、台湾等アジアの諸都市との国際交流を深め、美濃市をアピールいたしました。

市民生活の向上では、生活習慣病改善対策を初め、各種健診や健康推進事業など市民総参加による健康づくりの推進に努めました。

少子化対策では、中学校3年生までの医療費の無料化を維持し、下牧保育園の施設改修事業を行いました。

高齢者対策では、広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めました。

障がい者福祉においては、各種の障がい者自立支援事業を行いました。

教育・文化の向上では、確かな学習を身につけ、心身ともにたくましい子供を育成するため、引き続き小・中学校に少人数学習指導のための指導講師や、学校図書館司書、英語指導助手等を配置するとともに、土幌町フレンドシップ交流事業や特色ある学校づくりを推進いたしました。

社会教育では、生涯学習活動の拠点として、各出張所を地域ふれあいセンターへ移行し、地域の生涯学習、生涯スポーツの推進に努めました。

市民参加の推進では、市民協働の推進と地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民がみずから考え、みずから実践する地域づくり支援事業を引き続き実施したほか、市民とともにもったいない運動を展開いたしました。

行財政改革では、平成まちづくり改革による行財政改革の一層の推進を図るため、第2次集中改革プラン達成に向けて職員の削減、事務事業の見直し等、各種の取り組みを行い、経常収支比率等の各種財政指標の抑制をするとともに、限られた財源で最大の効果を引き出すための施策展開を図り、持続可能な財政運営に努めました。

次に、1ページの一般会計の決算の概要について説明いたします。1ページをお開きください。

なお、説明につきましては、1,000円単位で説明をさせていただきます。

下段のところにございますが、歳入92億5,594万5,000円、歳出87億9,622万2,000円、歳入歳出差引額4億5,972万3,000円、翌年度繰越財源2,730万7,000円、実質収支額4億3,241万6,000円、単年度収支は1億3,126万6,000円、実質単年度収支は5億3,233万6,000円のプラスとなっております。

決算規模を平成21年度と比較いたしますと、歳入が1億7,203万3,000円、1.9%の増、歳出が4,556万4,000円、0.5%の増となっております。

次に2ページをお開きください。

この表は、一般会計の決算状況のうち、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

歳入の款別の主なものを見ますと、1款 市税は29億8,150万円で、構成比32.2%、前年度比マイナス4.1%となっております。

次に10款 地方交付税は28億9,621万4,000円で、構成比31.3%、前年度比12.8%の増となっております。

14款 国庫支出金は7億4,703万6,000円で構成比8.1%、15款 県支出金は5億4,584万8,000円で構成比5.9%、19款 繰越金は3億3,325万4,000円で構成比3.6%、20款 諸収入は2億9,798万5,000円で構成比3.2%、21款 市債は6億3,350万円で構成比6.9%等が主なものでございます。

次に3ページは、自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分した財源内訳の状況でございます。

自主財源は40億199万8,000円で構成比43.2%、依存財源は52億5,394万8,000円で56.8%でございます。一般財源は73億8,315万8,000円で構成比79.8%、特定財源は18億7,278万8,000円で20.2%でございます。

次に、歳出の状況について御説明申し上げます。6ページをお開きください。

構成比の大きい順に見ますと、3款 民生費23億9,146万1,000円、構成比27.2%、2款 総務費14億8,012万2,000円、16.8%、12款 公債費10億4,625万2,000円、11.9%、8款 土

木費 9 億5,023万1,000円、10.8%、4 款 衛生費 8 億7,210万1,000円、9.9%となっております。

次に 7 ページでございますが、歳出の決算額を性質別に区分したものでございまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は39億4,513万6,000円で、前年度と比較しますと3,410万5,000円、0.9%の増となっております。その内訳は、人件費で5%の減、扶助費で20.6%の増、公債費で8.2%の減となっております。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金の合計は42億3,843万8,000円で、前年度と比較しますと5,133万円増加しております。

次に、投資的経費は 6 億1,264万9,000円となり、前年度と比較しますと3,987万円、6.1%の減となっております。

次に10ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計の赤字の程度を指標化したものでございますが、一般会計を初め、すべての会計において赤字とはなっておりません。

実質公債費比率につきましては13.9%と、前年度に比べまして1.0ポイント減少しており、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては100.4%と、前年度に比べまして20.8ポイント減少しており、早期健全化基準の350%を下回っております。

資金不足比率につきましては、各公営企業会計ともに資金不足額は生じておりません。

次に13ページをお開きください。

財政指標等の状況について御説明申し上げます。

この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から人口1人当たりの地方債現在高額までの23項目を示しております。また、団体の区分として、平成21年度では、県下都市平均、並びに全国都市のうち本市と人口及び産業構造が類似している団体の平均と比較することができるようになっております。

標準財政規模は59億2,261万9,000円で1億2,330万円の増、財政力指数は平成22年度0.579で、平成21年度の0.609と比べまして0.03ポイント下がっております。

実質収支比率は7.3%、公債費負担比率は13.5%、公債費比率は12.1%となっております。また、年度末の財政調整基金は12億3,973万円でございます。

地方債の現在高は75億7,725万円で、前年度から2億7,133万2,000円減少しております。これは、人口1人当たりの現在高にしますと33万3,000円となっております。

次に経常収支比率につきましては、平成21年度の99.1%に対し、22年度は92.7%となり、前年度より6.4ポイント改善されております。

14ページ以降は用語の説明及び指標の推移等、18ページ以降は歳入科目の決算状況、31ページ以降は歳出科目の決算状況でございます。

説明は省略させていただきます、以上で認第1号の説明を終わらせていただきます。よ

ろしくお願いをいたします。

○議長（山口育男君） 次に、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、議第54号、議第56号、議第59号、議第60号の9案件について、民生部長 西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） おはようございます。

それでは、最初に認第2号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに決算の概要を申し上げます。

共済の加入状況でございますが、平成22年度末で加入者数は9,813人、加入率は43.24%となっております。前年度と比較しまして676人減少しております。

それでは、赤スタンプ2の決算書128ページをお開きください。

こちらの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が395万9,192円で、歳出総額は355万4,790円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに40万4,402円となったところでございます。

次に、119ページへお戻りいただきたいと思っております。119ページをお開きください。

決算額につきましては1,000円単位で御説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、歳入の1款 交通災害共済事業収入の収入済額は275万3,000円となりました。

2款 繰入金は76万8,000円で、これは小・中学生、就学前2年のお子さん等の加入金2,135人分でございます。

3款 繰越金は37万9,000円で、前年度からの繰越金でございます。

4款 財産収入5万7,000円は、交通災害共済準備積立金の運用利子収入でございます。

5款 諸収入は預金利子でございます。

以上、歳入合計は予算現額396万1,000円に対し、調定額、収入済額ともに395万9,000円でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。歳出の1款 交通災害共済事業費の支出済額は355万4,000円で、これは審査員報酬、申込書の郵送料及び電算処理委託料、それから死亡給付金1件を含む21件分の給付金等でございます。

以上、歳出合計は予算現額396万1,000円に対しまして、支出済額は355万4,000円で執行率は89.7%となったところでございます。

123ページ以降の説明は省略させていただきます、認第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第3号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況でございますが、平成22年度末で世帯数は3,550世帯、被保険者数6,659人

となっており、前年度末に比べまして世帯数が4世帯の増加、被保険者数は35人の減少となりました。

それでは、赤スタンプ2番の決算書158ページをお開きいただきたいと思います。

こちら実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が25億4,375万8,444円で、歳出総額は24億4,119万5,384円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに1億256万3,060円となったところでございます。

次に129ページへお戻りください。

決算額につきましては、1,000円単位で説明をさせていただきます。

歳入の方でございますが、歳入の1款 国民健康保険税の収入済額は6億2,319万4,000円で、歳入中の構成比は24.5%でございます。

なお、不納欠損額は926万9,000円で、収入未済額は1億7,570万5,000円となったところでございます。

2款 使用料及び手数料は29万6,000円で、これは保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金は6億3,286万4,000円で、療養給付費等負担金や財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金や特定健康診査等負担金もこれに含まれております。

4款 療養給付費交付金は1億3,984万3,000円で、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款 前期高齢者交付金は4億6,451万円で、こちらにつきましては平成20年度から創設された制度でございます。

6款 県支出金は1億3,145万円で、高額医療費共同事業負担金や財政調整交付金のほか、特定健康診査等負担金、あるいは国民健康保険助成金等が含まれております。

7款 共同事業交付金は3億2,159万8,000円で、県国保連合会からの高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

8款 財産収入は4万9,000円で、国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

9款 繰入金は1億6,135万6,000円で、こちらは一般会計からの繰入金でございます。

次のページをお開きください。

10款 繰越金でございますが、6,606万8,000円で、前年度からの繰越金でございます。

11款 諸収入は252万5,000円で、保険税の延滞金などでございます。

以上、歳入合計は予算現額25億3,126万8,000円に対し、調定額27億2,873万2,000円、収入済額は25億4,375万8,000円となったところでございます。

次のページをお開きください。

こちらは歳出でございます。歳出の1款でございますが、総務費の支出済額は6,651万7,000円で、職員人件費、賦課徴収の事務経費、医療費適正化特別対策事業費などが含まれております。

2款 保険給付費は17億523万9,000円で、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などがございます。

3款 後期高齢者支援金等は2億6,913万9,000円で、75歳以上の後期高齢者医療へ国保が支援するものでございます。

4款 前期高齢者納付金等は46万8,000円で、65歳以上74歳以下の前期高齢者の医療のための納付金でございます。

5款 老人保健拠出金は131万2,000円でございます。

6款 介護納付金は1億2,206万9,000円で、第2号被保険者分の介護納付金でございます。

7款 共同事業拠出金は2億6,489万3,000円で、県国保連合会で行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業への拠出金でございます。

8款 保健事業費は990万7,000円で、平成20年度から始まりました特定健診や保健指導及び人間ドック受診に対する助成や、市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

9款 基金積立金の5万円は、基金運用利子等を国保財政調整基金に積み立てたものでございます。

次のページをごらんください。

10款の公債費は不執行でございます。

11款 諸支出金は159万7,000円で、一般被保険者の社会保険への加入や税額変更による保険税の還付金、あるいは国への返還金等でございます。

12款 予備費は不執行でございます。

以上、歳出合計は予算現額25億3,126万8,000円に対しまして、支出済額は24億4,119万5,000円となったところでございます。

137ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第4号でございますが、平成22年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

老人保健制度につきましては、法改正によりまして平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行したところでございますが、制度移行前の医療費の消滅時効が2年とされておりまして、この関係で平成22年度まで会計を存続させ、22年度をもちましてこの会計は廃止したところでございます。

それでは、赤スタンプ2番の決算書168ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は77万9,917円、歳出総額は7万8,336円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに70万1,581円でございます。

159ページへお戻りいただきたいと思います。

まず歳入の方でございますが、歳入の1款 支払基金交付金の収入済額335円でございますが、これは社会保険診療報酬支払基金からの審査支払手数料交付金でございます。

2款 国庫支出金及び3款 県支出金、4款 繰入金は、ともに収入はございません。

5款 諸収入69万4,564円は、預金利子及び医療費返還金でございます。

6款 繰越金8万5,018円は、平成21年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計は予算現額70万1,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに77万9,917円となっております。

次に161ページをお開きください。

歳出でございますが、歳出の1款 総務費及び2款 医療諸費は、ともに支出はございません。

3款 諸支出金7万8,336円は、平成21年度医療費等の確定に伴う返還金でございます。

以上、歳出合計は予算現額70万1,000円に対しまして、支出済額は7万8,336円でございます。歳入歳出差引残額70万1,581円となっておりますが、この剰余金につきましては、平成23年度の一般会計に引き継いだところでございます。

163ページ以降の説明は省略させていただきます、認第4号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第8号 平成22年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上の人口は6,225人で、高齢化率は27.43%となっております。このうち要介護認定者数は807人で、高齢者に対する認定者率は12.96%となっております。

それでは、決算書でございますが、恐れ入りますが230ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は14億8,792万3,432円、歳出総額は14億4,663万1,565円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに4,129万1,867円でございます。

次に211ページへお戻りください。

決算額につきましては、1,000円単位で説明させていただきます。

まず歳入でございます。歳入1款 保険料の収入済額2億3,652万8,000円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年度分と滞納繰越分でございます。

2款 使用料及び手数料3万7,000円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金3億6,219万8,000円は、介護給付費負担金、調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業交付金等でございます。

4款 支払基金交付金4億2,179万円でございますが、こちらは40歳以上65歳未満の第2号被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金等の合計でございます。

5款 県支出金2億1,644万4,000円は、介護給付費負担金と介護予防事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入24万円は、介護保険給付準備基金の利息でございます。

7款 繰入金2億1,767万円は一般会計からの繰入金で、介護給付費、介護予防事業、包括的支援事業及び事務費の繰入金でございます。

8款 繰越金は3,284万4,000円で、平成21年度からの繰越金でございます。

次に213ページをお開きください。

9 款 諸収入16万8,000円は、預金利子と第三者納付金でございます。

以上、歳入合計でございますが、予算現額15億1,200万7,000円に対しまして、調定額14億9,674万2,000円、収入済額14億8,792万3,000円でございます。

次に215ページをお開きください。

歳出でございます。歳出の1 款 総務費の支出済額でございますが、3,694万3,000円は職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理等の委託料でございます。

2 款 保険給付費13億6,657万5,000円は、施設及び在宅介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス費等でございます。

3 款 地域支援事業費3,134万3,000円は、介護予防事業費及び包括的支援事業費等でございます。

4 款 基金積立金は4,000円でございます。

5 款 公債費は不執行でございます。

6 款 諸支出金1,176万3,000円でございますが、こちらは保険料の還付金と平成21年度介護給付費確定に伴う返還金でございます。

以上、歳出合計でございますが予算現額15億1,200万7,000円に対しまして、支出済額は14億4,663万1,000円で、執行率が95.68%でございます。

217ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第8号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして認第9号でございます。平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては平成20年度から創設され、県内の全市町村が加入し設立しました岐阜県広域連合が保険者として資格管理、あるいは医療給付、保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、決算書242ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は4億6,460万4,635円、歳出総額は4億6,285万1,412円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに175万3,223円となったところでございます。

次に231ページへお戻りいただきたいと思います。

決算額は1,000円単位で説明させていただきます。

まず歳入でございます。1 款 後期高齢者医療保険料の収入済額1億5,148万4,000円でございます。これは被保険者の保険料でございます。

2 款 使用料及び手数料3万6,000円は、保険料の督促手数料でございます。

3 款 後期高齢者医療広域連合委託金249万2,000円は、長寿健診の委託金でございます。

4 款 繰入金2億9,265万3,000円は一般会計からの繰入金で、療養費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金となっております。

5 款 繰越金259万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入1,533万8,000円は、預金利子及び過年度返還金でございます。

以上、歳入合計は予算現額4億7,915万7,000円に対しまして、調定額4億6,623万2,000円、収入済額4億6,460万4,000円となったところでございます。

次に233ページをごらんください。

歳出でございます。歳出の1款 総務費の支出済額314万円は、事務経費及び保険料徴収経費等でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億5,688万5,000円は広域連合への負担金で、保険料、療養給付費、保険基盤安定、保健事業及び事務費等の負担金でございます。

3款 保健事業費263万4,000円、長寿健診の経費でございます。

4款 公債費は不執行で、5款 諸支出金19万1,000円は、保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計は予算現額4億7,915万7,000円に対しまして、支出済額は4億6,285万1,000円で、執行率は96.6%となったところでございます。

235ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第9号の説明を終わらせていただきます。

それでは、次に議第54号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集の36ページをお開きいただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万3,000円を追加して、補正後の額をそれぞれ26億7,076万6,000円とするものでございます。

38ページをごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は87万3,000円を増額させていただくもので、主な内容につきましては、国民健康保険被保険者証の個人カード化に伴います経費等が主でございます。財源内訳は、その他財源で一般会計繰入金でございます。

39ページの説明は省略いたしまして、議第54号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第56号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案集の48ページをごらんになっていただきたいと思います。

こちら第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,930万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ17億6,206万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、50ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の6款でございます。諸支出金は2,930万8,000円を増額するもので、これは平成22年度の介護保険給付費等の負担金が確定をしましてまいりましたので、この確定に伴う国・県負担

金及び支払基金交付金の償還金でございます。財源内訳はその他財源で、すべて繰越金でございます。

51ページの説明は省略させていただきます、議第56号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第59号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の75ページをお開きください。また、赤スタンプ7の議案説明資料の23、24ページも御参照していただければと思います。

今回の条例の一部改正は、東日本大震災の被害の甚大さ等にかんがみまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が本年7月29日に公布され、施行されたところでございます。これに伴います条例改正でございます、条文では、第4条第1項で、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲を拡大、適用することを追加するものでございます。

内容につきましては、支給対象となる遺族の範囲に死亡当時の兄弟姉妹を加えるものでございます。なおこの場合、死亡した者の死亡当時、その者と同居し、生計を同じくしていた者で、かつ死亡した者の死亡当時、配偶者、子、父母、孫、または祖父母がいない場合に限るとするものでございます。

議案集の75ページでございますが、この条例改正につきまして、附則では施行日を公布の日からとし、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以降に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するものとするものでございます。

以上で議第59号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第60号 美濃市収入印紙等購買基金条例について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の76ページと赤スタンプ7番の議案説明資料の25ページをお開きいただきたいと思っております。

この条例につきましては、岐阜県から美濃市への権限委譲によりまして本年7月1日から旅券事務を開始しているところでございますが、旅券事務のワンストップサービス化を進め、市民サービスの向上を図るため、市において収入印紙等の売りさばきが行えるよう、そのための基金を設置することに関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

第1条につきましては、基金設置の目的を定めております。

第2条では、基金の額を100万円とするものでございます。

第3条は、基金の管理に関すること、第4条は、基金の運用益の処理について、第5条は、収入印紙等の購入計画について、第6条では、委任事項について定めております。

附則では、条例の施行日を平成23年10月1日からとするものでございます。

以上で議第60号の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます、以上で民生部に関する説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第5号、認第6号、認第7号、認第11号、議第55号の5案件について、建設部長丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） おはようございます。

それでは、認第5号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに簡易水道事業の概要について御説明いたします。

ホスタンプ3の主要な施策の成果等説明書の135ページをお開きください。

給水人口は平成23年3月末現在で5,529人、前年度より77人減となっており、給水栓につきましては2,054栓で、前年度より8栓減となっております。給水量は51万2,095立方メートルで、前年度比較6,405立方メートルの減となっております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤のスタンプ2、決算書180ページをお開きください。

なお、金額は1,000円どめで読み上げさせていただきます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1億1,873万4,000円、歳出総額は1億1,872万2,000円、歳入歳出差引額は1万1,000円となりました。

次に169ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明申し上げます。

第1款 使用料及び手数料7,277万5,000円は、使用料及び手数料でございます。

第2款 工事費収入はございません。

第3款 負担金30万4,000円は、負担金でございます。

第4款 繰入金4,523万円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金3万3,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入39万1,000円は、預金利子と雑入でございます。

歳入の合計は、調定額1億2,275万2,000円に対して、収入済額1億1,873万4,000円になりました。

次に171ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費4,196万1,000円は、施設維持管理経費で、そのほか事務経費、職員給与費等でございます。

第2款 公債費7,676万1,000円は、地方債の元利償還金でございます。

第3款 予備費はございません。

歳出合計は1億1,872万2,000円となりました。

以上で認第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第6号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

初めに農業集落排水事業の概要について説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の136ページをお開きください。

農業集落排水は7地区で供用開始しており、そのうち富野地区は関市の処理区へ排水しております。平成22年度末現在の接続状況につきましては、7地区合計の接続人口は3,136人で、水洗化率は74.6%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤スタンプ2番の決算書194ページをお開きください。

なお、金額は1,000円どめで読み上げさせていただきます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億2,047万5,000円、歳出総額は2億2,030万4,000円、歳入歳出差引額は17万1,000円となりました。

次に181ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金150万円は、新規加入者の分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,798万2,000円は、集落排水使用料及び手数料でございます。

第3款 財産収入14万2,000円は、減債基金利子でございます。

第4款 繰入金1億7,055万円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

第5款 繰越金14万3,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入15万6,000円は、雑入でございます。

歳入の合計は、調定額2億2,362万2,000円に対して、収入済額2億2,047万5,000円となりました。

次に183ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費9,759万1,000円は、施設維持管理経費、事務経費、職員給与等でございます。

第2款 公債費1億2,271万2,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は2億2,030万4,000円となりました。

以上で認第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第7号 平成22年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに公共下水道事業の概要について説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の138ページをお開きください。

平成22年度は、左岸処理区のインター前区画整理区域内で300メートルの管渠工を行い、平成22年度末現在の接続状況につきましては、右岸・左岸及び長瀬処理区の接続人口は

9,516人で、水洗化率は58.1%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤スタンプ2の決算書210ページをお開きください。

なお、金額は1,000円どめで読み上げさせていただきます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は8億3,687万3,000円、歳出総額は8億3,678万5,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は8万7,000円となりました。

次に195ページをお開きください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

第1款 分担金及び負担金2,866万4,000円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料2億105万5,000円は、下水道使用料及び手数料でございます。

第3款 財産収入14万4,000円は、基金利子でございます。

第4款 繰入金5億4,212万9,000円は、一般会計繰入金でございます。

第5款 繰越金9万5,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入720万5,000円は、下水道工事指定店料、左岸浄化センター落雷に伴う保険金、左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理費分担金収入でございます。

第7款 市債5,680万円は、管渠整備事業に係る地方債でございます。

197ページに移りたいと思います。

第8款 県支出金77万8,000円は、特定基盤整備交付金でございます。

歳入合計は、調定額8億7,304万2,000円に対して、収入済額8億3,687万3,000円となりました。

次に199ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 総務費4,932万4,000円は、職員給与費、事務管理経費でございます。

第2款 下水道事業費1億8,137万9,000円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費等でございます。

第3款 公債費6億608万2,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は8億3,678万5,000円となりました。

以上で認第7号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第11号 平成22年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ5番の決算書34ページをお開きください。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらに近年の下水道の普及や住宅環境の変化等により給水量確保のため、平成11年9月、第5次拡張計画の事業認可を得ました。この事業は、平成12年度から平成31年度を目標に施設整備を進めているものであり、平成22年度は主に小倉山送水管布設がえ工事、口野々送水ポンプ場改良工事のほ

か、老朽化した配水管の布設がえなどを施行いたしました。

給水人口は1万7,526人で前年度より191人の減少、給水栓は6,182栓で18栓の増加、年間給水量は206万577立方メートルで5,638立方メートルの増加、年間の有収率は80.8%で2.2%の増加であり、経営的には、給水人口や給水量が伸び悩む中で、本年度は7,723万円の当年度純利益を計上することができました。

26ページをお開きください。

平成22年度の決算報告について御説明申し上げます。

この決算報告は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円未満を省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

(1)収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は3億3,190万3,000円、支出の決算額では2億5,128万4,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

27ページをごらんください。

(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は4,826万円となりましたが、このうち、第1項 企業債の4,630万円は建設改良工事に対する水道事業債でございます。第2項 負担金の196万円は、配水補助管布設工事及び消火栓設置に伴う負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は2億1,032万4,000円となりました。

このうち、第1項 建設改良費の7,581万4,000円は第5次拡張事業関連などに係る支出でございます。第2項 企業債償還金の1億3,450万9,000円は、企業債の償還元金でございます。

欄外の資本的収支につきましては、支出額に対し収入額が1億6,206万3,000円不足いたしますので、不足する額を消費税資本的収支調整額354万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億5,851万6,000円で補てんいたしました。

28ページをお開きください。

この損益計算書と32ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は2億8,897万円、2の営業費用の合計は1億7,617万1,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1億1,279万8,000円となりました。

営業収益のうち、(1)の給水収益は水道料収入であります。(3)のその他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金でございます。

また、営業費用のうち、(1)の原水及び浄水費は水源地の動力費、(2)の配水及び給水費は配水施設及び配水管の修繕費、(4)の総係費は人件費、(5)の減価償却費は施設や構築物の減価償却費でございます。(6)の資産減耗費は配水管布設がえに伴う除却費などが主な内容でございます。

次のページの3の営業外収益は2,841万円、4の営業外費用は6,394万1,000円で、差し引きますと3,553万円の損失となりました。

このうち、営業外収益の(3)の他会計補助金は美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)の支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の利息であります。

したがって、営業利益から営業外損失を差し引いた7,726万7,000円が経常利益となり、この経常利益に5の特別損失を差し引いた7,722万9,000円が当年度純利益となりました。

この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金4,488万3,000円を加えた1億2,211万2,000円が、当年度末処分利益剰余金となりました。

次に、31ページをお開きください。

下の表の剰余金処分計算書(案)をごらんください。この当年度末処分利益剰余金の処分につきましては、法定の減債積立金として9,000万円を積み立てたいと存じます。

32ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で資産合計が38億8,143万6,000円でございます。

33ページをごらんください。

資本の部では、下から2行目、資本合計が38億7,381万4,000円でございます。

35ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第11号の説明を終わります。

次に、議第55号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の42ページをお開きください。

今回補正をお願いする内容は、緊急性を伴う下水道施設の修繕をお願いするものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億6,219万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、44ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入もあわせて説明申し上げます。

歳出の第2款 下水道事業費は243万7,000円を増額し、補正後の額を1億9,261万2,000円とするものであり、下水道施設維持管理費の調整を行うものでございます。

補正額の財源につきましては、一般会計繰入金243万7,000円を増額するものでございます。

以上で議第55号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長(山口育男君) 次に認第10号、議第57号の2案件について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長(西部繁雄君) それでは、認第10号 平成22年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の11ページをお開きください。

初めに平成22年度の総括事項につきまして御報告させていただきます。

平成21年度を初年度に策定いたしました美濃病院改革プランの2年次に当たり、引き続き安心・安全で良質な医療の提供に努めてきたところでございます。とりわけ、平成22年度の診療報酬改定の内容から、医療安全管理加算のほか8項目の取得、届け出の変更、また重急性期病床の増床による効率的な病床運用などにより、収益確保を図る一方、後発医薬品への転化、経費など、費用の削減に努めたところでございます。

しかし、医師・看護師不足など、依然として当院における医療環境は厳しい状況が続いておりますが、当院の得意とする内視鏡下外科手術、脊椎などの整形手術、白内障などの眼科手術のほか、外来では糖尿病センター、内視鏡センターなど専門外来の充実、病診・病病連携など医療ネットワークの拡充、人間ドックの充実、在宅支援では訪問看護ステーションの充実のほか、計画的な医療機器の更新等を行ったところでございます。

次に患者数でございますが、入院患者数は年延べ4万17人、1日平均109.6人、外来では年延べ8万995人、1日平均333.3人、病床利用率は89.9%でございます。

収益的収支でございますが、以下、金額につきましては1,000円未満を省略させていただきます。御説明申し上げます。

病院事業収益は24億5,258万7,000円、病院事業費用は21億7,689万9,000円で、差し引き2億7,568万7,000円の純利益を計上いたしました。

また医業収支、資本的収支の状況につきましては、後ほど決算報告書等で御説明申し上げます。

それでは、2ページへお戻りください。

決算報告書に沿って御説明申し上げます。なお、この報告書は予算執行の関連上、消費税込みとなっております。

初めに収益的収入及び支出でございますが、それぞれ決算額により説明させていただきますので、決算額欄をごらんください。

収入の第1款 病院事業収益は、24億5,835万8,000円となりました。

支出では、下の表の第1款 病院事業費用は21億8,222万5,000円でございます。

3ページへ移りまして、資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款 資本的収入、第1項 出資金の決算額1億1,091万5,000円は、企業債償還元金の一部について、一般会計から出資金として受け入れたものでございます。

支出の第1款 資本的支出の決算額は1億8,063万2,000円で、第1項 建設改良費1,425万8,000円は、医療機器の更新等でございます。

第2項 企業債償還元金1億6,637万3,000円は、企業債の償還元金であります。

なお、欄外に記載のように、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,971万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

4ページをお願いいたします。

平成22年度美濃市病院事業損益計算書以下の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額

となっております。

1の医業収益のうち、一つ目の入院収益は14億9,952万1,000円、二つ目の外来収益は7億2,171万8,000円、以下、他会計負担金、訪問看護ステーション収益、また室料差額などのその他医業収益の合計は23億6,484万4,000円となりました。

2の医業費用は、一つ目、給与費10億9,049万4,000円は職員の人件費、二つ目、材料費3億9,016万3,000円は医薬品及び診療材料、三つ目の経費は、施設管理業務などの委託費や光熱水費が主なもので3億8,919万9,000円、4番目の減価償却費は建物、医療機器等1億7,562万2,000円のほか、7番目の訪問看護ステーション費までの合計は20億7,072万7,000円で、医業収益から医業費用を差し引いた医業利益は2億9,411万6,000円を計上いたしました。

5ページに移りまして、3. 医業外収益の一つ目、受取利息及び配当金から(5)のその他医業外収益までの合計は8,774万3,000円で、主なものは一般会計から企業債の利息の一部を負担金として、また市町村職員共済組合に対して支払う追加費用に対する補助金であります。

4. 医業外費用(1)支払利息及び企業債取扱諸費から、三つ目の雑支出の合計は1億302万1,000円で、企業債の利息、建物等の消費税に係る繰延勘定償却及び控除対象外消費税でございませう。

医業外の収支は1,527万8,000円の損失となり、医業利益から医業外損失を差し引きました経常利益は2億7,883万7,000円でございます。

5の特別損失、過年度損益修正損は、診療報酬の減額等315万円でございます。

以上、経常利益から特別損失を差し引きました当年度純利益は、2億7,568万7,000円を計上したところでございませう。

また、前年度繰越欠損金から当年度純利益を差し引きました当年度未処理欠損金は、9億6,795万3,000円となったところでございませう。

次に8ページをお願いいたします。

平成22年度美濃市病院事業貸借対照表でございます。

資産の部1の固定資産の合計は、9ページ3行目の一番右側の列にございませうように36億6,840万5,000円でございます。

2の流動資産の合計は、16億9,540万6,000円でございます。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税1億3,228万3,000円で、資産合計では、固定資産については償却による減少する一方、流動資産では現金預金の増加により54億9,609万5,000円でございます。

負債の部4の流動負債、未払い金は9,244万3,000円でございます。

10ページに移りまして、資本の部5の資本金では、一つ目の自己資本金は、出資金の受け入れにより20億1,903万8,000円に、(2)の借入資本金では、企業債の償還により39億2,460万7,000円となり、資本金合計では59億4,364万5,000円でございます。

6の剰余金、(1)資本剰余金は、国庫補助金等合計で4億2,795万8,000円、(2)の欠損金の当年度未処理欠損金は、9億6,795万3,000円、資本剰余金の合計から欠損金の合計を差し引

きました剰余金合計はマイナス 5 億 3,999 万 4,000 円で、資本金の合計に剰余金合計を加えました資本合計は 54 億 365 万 1,000 円となり、負債を加えました負債・資本合計は 54 億 9,609 万 5,000 円でございます。

12 ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第 10 号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第 57 号 平成 23 年度美濃市病院事業会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ 1、議案集の 54 ページをお開きください。

第 1 条は総則でございます。第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第 1 款 病院事業収益の既決予定額に 200 万円を追加し、22 億 9,190 万 9,000 円とするものでございます。これは、第 2 項 医業外収益で病児・病後児保育の実施に伴い、他会計負担金の増額をお願いするものでございます。

次に支出の第 1 款 病院事業費用は、既決予定額に 1,137 万 6,000 円を追加し、23 億 5,952 万 2,000 円とするものでございます。この内容は、第 1 項 医業費用のうち病児・病後児保育の実施に伴い経費の増額と、職員の異動に伴い訪問看護ステーション費の増額をするものでございます。

第 3 条は、予算第 6 条において定めております経費の流用の限度額につきまして、今回の補正に伴い移動が生じますので、職員給与費を 937 万 6,000 円増額し、11 億 7,512 万 3,000 円とするものでございます。

55 ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第 57 号の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） これより昼食のため休憩いたします。

午後 1 時から会議を開きます。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第 53 号、議第 58 号の 2 案件について、総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） それでは、議第 53 号 平成 23 年度美濃市一般会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ 1 番、議案集の 14 ページをお開きください。

第 1 条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 2,312 万 5,000 円を追加して、補正後の予算の総額を 92 億 801 万 4,000 円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、15 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条は地方債の補正で、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

18ページをお開きください。

債務負担行為補正につきましては、工業団地開発負担経費を追加するもので、期間及び限度額を定めております。

地方債補正につきましては、河川災害復旧事業を追加し、限度額、記載の方法、利率、償還の方法を定め、臨時財政対策債は限度額を4億8,000万円に変更するものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたしますので、20ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 議会費は、61万1,000円を追加して補正後の額を1億6,193万8,000円にするものでございます。これは、市議会について広く公開していくため、インターネット中継を実施するための経費で、財源は一般財源61万1,000円を増額いたします。

総務費は、3,298万5,000円を追加して補正後の額を11億1,876万5,000円にするものでございます。これは、市役所本庁舎のトイレにつきまして、当初1階部分の改修を予定しておりましたが、地階から4階まで全面的に改修することによる本庁舎施設管理経費、スクールバスを利用して10月末までの予定で社会実験をしております市街地循環バスの運行をさらに来年3月末まで延長するスクールバス住民利用運行事業計画費、ゆうちょ銀行で市税等の収納ができるようにするための電算システム改修経費、一般旅券発行申請受付において、窓口サービスの向上のため、収入印紙、収入証紙の取り扱いが市の窓口でできるよう、運用基金への繰出金等であり、財源は、収入印紙等売りさばき手数料のその他の財源21万3,000円と一般財源3,277万2,000円を増額いたします。

第3款 民生費は、8,836万円を追加して28億6,419万1,000円にするものでございます。これは、来年予定をしておりました美濃保育園の改修事業について、県補助金が前倒しで採択されることになったための補助事業費、福祉医療費助成事業県返還金等であり、財源は、国県支出金5,303万7,000円と病児・病後児保育室利用者負担金のその他財源5万8,000円、一般財源3,526万5,000円を増額いたします。

第4款 衛生費は、149万1,000円を追加して9億7,390万3,000円とするものでございます。これは、国民健康保険特別会計への繰出金で、財源は、一般財源149万1,000円を増額いたします。

第6款 農林水産業費は、451万円を追加して3億1,371万8,000円とするものでございます。これは、採種組合施設整備補助金、有害鳥獣駆除モデル事業補助金、有害鳥獣パトロール等業務委託経費等であり、財源は、国県補助金261万円、市単土地改良費分担金のその他財源5万円、一般財源185万円を増額いたします。

第7款 商工費は、1,655万円を追加して3億324万円とするものでございます。これは、

工業団地開発負担経費、地方消費者行政活性化事業経費等であり、財源は、国県支出金107万円、一般財源1,548万円を増額いたします。

第8款 土木費は、946万8,000円を追加して9億5,293万3,000円とするものでございます。これは、道路維持管理経費、市単道路改良事業費、下水道特別会計繰出金、耐震診断費等補助経費等であり、財源は、国県支出金174万8,000円、一般財源772万円を増額いたします。

第9款 消防費は、63万4,000円を追加して3億7,947万7,000円とするものでございます。これは、国道拡幅に伴う防災無線のケーブル移転経費で、財源は、一般財源63万4,000円を増額いたします。

第10款 教育費は、6,421万6,000円を追加して11億4,278万9,000円とするものでございます。これは、本美濃紙ユネスコ世界無形文化遺産登録記念イベント経費、文化会館自主事業経費、町並み保存整備事業費、給食センター施設修繕経費、市民球場改修経費等であり、財源は、国県支出金599万8,000円、自治総合センター助成金、スポーツ振興くじ助成金、地域創造助成金のその他財源3,627万4,000円、一般財源2,194万4,000円を増額いたします。

第11款 災害復旧費は、430万円を追加して432万円とするものでございます。これは、下須原谷の現年補助災害復旧事業費で、財源は、国県支出金286万6,000円、地方債140万円、一般財源3万4,000円を増額いたします。

以上、今回の補正総額は2億2,312万5,000円で、その財源内訳は、国県支出金6,732万9,000円、地方債140万円、その他3,659万5,000円、一般財源は1億1,780万1,000円で、市債4,600万円、繰越金7,180万1,000円でございます。

21ページ以降につきましては説明を省略させていただきます、以上で議第53号の説明を終わります。

次に、議第58号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案集の63ページ、それから赤スタンプ7番、議案説明資料の1ページをお開きください。

地方税法の一部を改正する法律及び現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律が、それぞれ本年4月27日及び同6月30日に成立し、同日公布、施行されたことにより、市条例の一部におきまして所要の改正をするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、議案説明資料の条例新旧対照表により御説明いたします。なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令等の改正になります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

さて、今回の改正では、罰則規定の改正が多くありますが、これは平成22年度に国税の罰則全般の見直しが行われましたが、地方税においては同様な見直しが行われていませんでした。今回の改正で国税と地方税の罰則の均衡を図るため、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法の一部を改正する法律により、見直しが行われたものでございます。

また、条文の簡素化が図られ、新旧対照表全体を見ていただきますと、新の条例が非常に

短くなっておりますが、旧の条例の細かい規定は、新の条例ではその部分は地方税法や附則等で規定することになっておりますので、よろしくお願いたします。

2 ページをお開きください。

第1条関係の美濃市条例（昭和29年美濃市条例第19号）の一部改正から御説明いたします。

第26条は、市民税の納税管理人に係る不申告の過料についての規定でありまして、3万円を10万円に改正するものでございます。

第29条は、市民税に係る不申告の過料に対する規定であり、3万円を10万円に改正するものでございます。

第33条の4の改正は、寄附金税額控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられたものでありまして、改正後の適用下限金額、計算方法は地方税法第314条の7第1項の方で規定しております。

6 ページをお開きください。

第52条の10は、退職所得申告書の不提出に関する過料についての規定であり、3万円を10万円に改正するものでございます。

第64条は、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料についての規定であり、3万円を10万円に改正するものでございます。

第74条は、固定資産税に係る不申告に関する過料についての規定であり、3万円を10万円に改正するものでございます。

7 ページをお開きください。

第87条は、軽自動車税に係る不申告等に関する過料についての規定であり、3万円を10万円に改正するものでございます。

第99条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料についての規定であり、新たに設けられたもので、10万円以下の過料が科されるものでございます。

第104条の2は、鉱産税に係る不申告に関する過料についての規定であり、これも新たに設けられましたもので、10万円以下の過料が科されるものでございます。

第106条は、鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料についての規定であり、3万円を10万円に改正するものでございます。

次に8 ページをお開きください。

第132条は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料についての規定であり、3万円を10万円に改正するものでございます。

第138条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料についての規定であり、新たに設けられたもので、10万円以下の過料が科されるものでございます。

第148条は、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪についての規定であり、3万円以下の罰金刑を5万円以下の過料に改正するもので、今回の地方税法の改正では、この条項の改正はなかったのですが、他の税目の過料が引き上げられたことや、他の税目との均衡を図るため、地方自治法第14条第3項の規定により、条例で5万円以下の

過料に科することができることとされたため、罰金刑から過料に見直しをするものでございます。

9ページをお開きください。

次に第2条関係、美濃市税条例の一部を改正する条例（昭和38年美濃市条例第17号）の一部改正でございますが、すべて附則の改正でございます。

10ページを開きください。

第6条は、肉用牛の売却に係る事業所得に係る市民税の課税の特例についての規定の改正であり、現行は免税対象飼育牛の売却頭数が年間2,000頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外するもので、その適用期限を平成24年度までとなっておりますが、売却頭数を1,500頭、適用期限を平成27年度まで延長する改正でございます。なお、条文では1,500頭という字句が出てきませんが、改正地方税法附則第6条第4項の中で頭数を規定しております。

12ページをお開きください。

第8条の2の4は、新築住宅等に係る固定資産税減額の規定の適用を受けようとする者についての規定の改正であり、高齢者の居住の安全確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象をサービスつき高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上、その対象資産の新築期限を平成23年6月30日から平成25年3月31日まで延長するものでございます。なお、詳しくは改正地方税法附則第15条の8で規定しております。

18ページをお開きください。

第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例で、同震災により損失を受けた納税義務者本人またはその生計同一親族の資産について、平成22年において生じた損失金額として、平成23年度以降の年度分の市民税の雑損控除等の特例を適用するものでございます。

19ページをごらんください。

第23条は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例で、住宅借入金等特別税額控除に係る適用を受けていた住宅が、同大震災により滅失等した場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き控除を適用するものでございます。

次に20ページ及び21ページをお開きください。

次に第3条関係、美濃市税条例の一部を改正する条例（平成20年美濃市条例第23号）の一部改正でございますが、これもすべて附則の改正でございます。

第2条第10項及び第17項は、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する住民税について、3%の軽減税率の特例を平成25年12月31日まで2年延長するものでございます。

次に22ページをお開きください。

次に第4条関係、美濃市税条例の一部を改正する条例（平成22年美濃市条例第10号）の一部改正でございますが、これもすべて附則の改正でございます。

第2条の第6項は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例について施行日を2年延長し、平成27年1月1日とするものでございます。

次に、議案集に戻りまして、議案集の72ページ、73ページをお開きください。

附則第1条は、施行期日を定め、第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は、固定資産税に関する経過措置、第4条は、都市計画税に関する経過措置を定めております。

74ページをお開きください。

第5条は、美濃市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置、第6条は、罰則に関する経過措置を定めております。

以上で議第58号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 以上で19案件の説明は終わりました。

第22 議第61号から第24 議第63号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 次に、日程第22、議第61号から日程第24、議第63号までの3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第61号から議第63号の3案件について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第61号 美濃市監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の78ページをごらんください。ナンバー1でございます。

監査委員のうち、地方自治法第196条第1項に定める「すぐれた識見を有する者」から選任されております別府卓也さんが9月12日をもって任期満了となります。引き続き選任いたしたく御同意をお願いするものでございます。

別府さんは、住所は美濃市大矢田1177番地1、年齢は昭和15年1月1日生まれの71歳で、平成19年9月から委員をお務めいただいております。

本住町で会計事務所を開業されている税理士で経理の専門家であり、人格、識見ともすぐれた適任者であると存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第62号 美濃市固定資産評価員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

同じく議案集の79ページをごらんください。

固定資産評価員は、地方税法第404条第2項に定める「固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者」から選任をされております澤村紘一郎さんが9月30日をもって辞職したい旨、辞職願が提出されました。後任として大石貴夫さんを選任いたしたく御同意をお願いするものでございます。

大石さんは、住所は美濃市1877番地、年齢は昭和34年1月25日生まれの52歳で、泉町で大石華表堂を開業されております。人格、識見ともすぐれた適任者であると存じますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議第63号 美濃市教育委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集の80ページをお願いいたします。

現在、市の教育委員会委員としてお務めいただいております近藤利尊さんの任期がこの9月30日をもって満了となりますが、引き続き近藤さんを教育委員に任命いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

近藤さんの住所は、美濃市2625番地1の1、生年月日は昭和24年8月9日生まれの62歳でございます。

経歴につきましては、昭和50年3月に龍谷大学大学院を卒業されまして、同年4月からは美濃ふたば幼稚園に就職、平成元年4月からは同園の園長に就任されてみえます。

教育委員としては平成19年10月から4年間、また現在は教育委員長をお務めいただいております。教育行政に大変明るく、人格、識見ともすぐれ、温厚、誠実で人望の厚いお人柄でございます。よって、教育委員として適任者であると考え、引き続き任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって提案の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第61号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第61号は原案のとおり同意すること

に決定いたしました。

次に、議第62号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第62号は原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

次に、議第63号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第63号は原案のとおり同意すること
に決定いたしました。

第25 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（山口育男君） 日程第25、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名
推薦によりたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦によ
ることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思います。これに御異議はありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、議長において指名することに
決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員
に石川道政市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました石川市長を岐阜県後期高齢者医療広域連合
議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました石
川市長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました石川市長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定
により、本席から当選を告知いたします。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから9月12日までの11日間休会いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから9
月12日までの11日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月5日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（山口育男君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月13日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後1時29分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月1日

美濃市議会議長 山 口 育 男

署 名 議 員 岩 原 輝 夫

署 名 議 員 日 比 野 豊

平成23年9月13日

平成23年第5回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成23年 9 月 13 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成22年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成22年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成22年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第10号 平成22年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第11号 平成22年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第53号 平成23年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議第54号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第55号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第56号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第57号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第58号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第19 議第59号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第60号 美濃市収入印紙等購買基金条例について
- 第21 質疑及び市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第21までの各事件

出席議員 (1 3 名)

1 番	古 田 秀 文 君	2 番	岡 部 忠 敏 君
3 番	辻 文 男 君	4 番	庄 司 義 廣 君
5 番	古 田 豊 君	6 番	太 田 照 彦 君
7 番	森 福 子 君	8 番	山 口 育 男 君
9 番	佐 藤 好 夫 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	日比野 豊 君	12 番	野 倉 和 郎 君
13 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	藤川久男君	総務部長	梅村健君
民生部長 (福祉事務所長)	西部真宏君	産業振興部長	渡辺彰君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬恒雄君
教育次長	太田己代治君	美濃病院 事務局長	西部繁雄君
総務部参事兼 税務課長	古田行雄君	民生部参事兼 健康福祉課長	佐藤祥一君
総務課長	古田和彦君	市民生活課長	宮西嘉弘君
産業課長	猿渡政明君	産業課主幹兼 池尻等神工業団地 推進室長	澤村佳史君
土木課長	丸茂賢治君	都市整備課長	宮本安喜君
秘書課長	井上司君	教育委員会 教育総務課長兼 学校再編推進室長	篠田克志君
教育委員会 学校教育課長	五十川安弘君	教育委員会 人づくり文化課長	堀部勉君
美濃病院事務局 管理課長兼 医療情報管理室長兼 地域支援室長	柴田徳美君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原英樹	議会事務局長 次	古田孝見
議会事務局 書記	長屋充宏		

開議の宣告

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（山口育男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 野倉和郎君、13番 塚田歳春君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第20 議第60号までと第21 質疑及び市政に対する一般質問

○議長（山口育男君） 日程第2、認第1号から日程第20、議第60号までの19件の案件を一括して議題といたします。

日程第21、質疑及び市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、12番 野倉和郎君。

○12番（野倉和郎君） おはようございます。

私は発言のお許しをいただきましたので、2点の一般質問をさせていただきます。

まず1点目、市長に、県道上野・関線の改良計画の進捗状況についてでございます。

私が議員にさせていただきまして、早いもので25年と5ヵ月が過ぎました。この間、市内の道路整備につきましては、地権者の御理解や市や国・県関係者の御努力によりまして、十分とは言えませんが整備が進められてまいりました。

しかし、私が懸案事業にしております県道上野・関線につきましては、大矢田地区、御手洗地区内にバイパスが完成したものの、御手洗・半道間や大矢田西洞からトンネルまでの坂道とトンネルの改修などはいまだ手つかずの状況であります。牧谷地区は、市のホームページにあります住民基本台帳人口を見ますと、平成13年3月末で5,665人の人口が平成22年3月末では4,622人と10年間で1,043人の減少、率にしまして18.4%の減となっております。

この減少率は、市全体が9.1%の減であったことを考えますと、2倍のスピードで減少化が進んでいることとなります。さらに、この10年間で学校再編により小学校5校を1校に、美濃北中学校は本年度をもって閉校が決定、農協は1店舗だけになるなど非常に住みにくい地域になってまいりました。このような状況下におきまして、県道上野・関線は、私ども牧谷地区に住みます者にとりましては、通勤に生活に、そして人口の減少化を防ぐためにもなくてはならない重要な道路であります。

こうした考えは、市長選挙を前に各地区で合計しまして8回開催されました市政懇談会の席におきましても、住民から意見や要望が出されたと聞いております。

本年4月から新たにスタートしました第5次総合計画の中で、道路関係につきましては、市内全域における安全・安心な道路整備、国道・県道の整備促進が基本計画として策定されております。このほかに、楽しく子供を産み育てる環境とか、住みたくなる、夢かなう、より豊かに暮らせるなど非常に美しい言葉が並べられています。一方で、いつかの中日新聞に、20代、30代の女性の声としまして、実家で暮らす若いうちはいいけれど、老後のことを考えるとここで暮らせるのかな、最終的には美濃市を出たいと本音をこぼした切実な意見が掲載されていました。

多様な計画も必要かもしれませんが、市の中心部から離れた牧谷地区にとりましては、前計画からのやり残しであります上野・関線の早期改良が優先課題だと考えております。第5次総合計画の中で使われております美しい言葉が、美辞麗句とならないようにするためにも、交通量も多く、歩行者、自動車の安全・安心の確保のために早期実現をお願いしたいと考えます。計画の進捗状況につきまして、お尋ねいたします。

次に2点目は、建設部長にお願いをいたします。

廃屋の撤去費用に係る市補助金の制定についてに御質問をいたします。

平成20年住宅・土地統計調査の速報集計によりますと、平成20年10月1日時点で、全国で人が住まない空き家は756万戸と5年前に比べ14.6%の増となり、住宅全体に占める空き家率も13.1%と過去最高を更新しております。

特に、人口の都市流出の多い地方を中心に使用されていない家屋が増加しているとのことですが、空き家、廃屋問題は、本来は所有者が解決する問題であるとの考えや、現行法の中で解決できる法的枠組みが見当たらないこともあり、この問題を自治体の事務の中で地域課題として受けとめ、対策を行っている自治体はまだまだ少ないのが現状であります。

しかし、特に廃屋の隣地の方からは、老朽化した廃屋が倒壊しそう、あるいはごみなどの不法投棄を助長している、子供たちのたまり場となり火災発生のおそれがあるなどといった生活環境上の問題としての苦情は出ており、こうした声は今後ますます増加するものと考えます。

廃屋が放置される社会的背景には、高齢化、人口の都市流出、不動産の管理能力低下などが考えられますが、やはり最大の要因は撤去費用の負担にあると考えます。こうした背景、要因を無視し、所有者が適正管理すべきだけの考えで終始しておりますと、所有者が不明で連絡のとりようがない場合や、所有者から撤去処分を拒否されるような場合には、対応の限界として放置されることになり、結果としまして、廃屋の隣地から苦情の声が大きくなり、最終的には廃屋周辺の安全や衛生維持の観点から看過できず、公費負担による撤去がされるものと考えます。

こうしたことから、近年、廃屋の撤去については、自治体の事務として正面からとらえ、政策化する自治体がふえてきておりまして、北海道のニセコ町、富山県滑川市、鹿児島県霧

島市などがその代表的な自治体ではと考える。また、隣の長野県では、観光地の廃屋問題として全県的に検討を進めて見えます。事業内容につきましては、自治体によりまして相違もありますが、自治体の多くが景観形成及び生活環境の保全という観点から制度化を行い、経済的支援としまして家屋の撤去費用の一部を助成しております。

本市の第5次総合計画では、基本目標に「自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり」を、基本計画では、歴史的景観の保全や美濃市らしい景観まちづくりの推進を策定しております。また、美濃市景観条例や、住みたいまち美濃市の環境を守る条例も既に制定されております。

こうした観点から、本市におきましても、廃屋対策が深刻化する前に撤去費用に係ります市補助金の制定をすることが必要と考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

以上2点につきまして、御答弁をお願いいたします。

○議長（山口育男君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

野倉議員の質問1点目、県道上野・関線の改良計画の進捗状況についての一つ目、御手洗・半道間や大矢田西洞から半道トンネルの手つかずの状況についての質問にお答えをいたします。

道路は、地域の均衡ある発展と活力ある地域社会の形成を図る上で、最も重要な役割を果たす社会資本であり、その整備は地域活力の向上と安全・安心の暮らしを守り、災害に強い国土づくりを推進する上で欠くことのできない極めて重要な社会基盤であります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が、東北及び関東地方に未曾有の被害をもたらした中で、主要な道路がいち早く機能を復旧し、命をつなぐ物資や救援活動を行う人員の輸送に大きな役割を果たしました。

今後、東海・東南海地震の発生が懸念されている中で、当地域にもはかり知れない被害を受けることも考えられます。このため、災害に強い道路ネットワークの整備を図り、地震発生時の人命救助や、物資輸送などに不可欠な緊急輸送路を確保することが急務であります。しかしながら、当地域の道路整備の現状は十分ではなく、住民の日常生活にも支障を来しているのが現状であります。真の豊かさゆとりが実感できる地域づくりは、まず道路整備から始まると確信をしております。

さて、御質問をいただきました一般県道上野・関線は、上野地内から関市池尻地内までの約11.85キロメートルであり、そのうち美濃市分は約9キロメートルとなっております。2車線としての改良率は43.7%と低く、今後早期の改良を望むところであります。現在、御手洗地区から半道地区までの約1.6キロメートルが県事業として採択され、昨年度末から用地買収に着手されております。関係地権者は126名中64名が既に入収済み、あるいは契約済みとなっておりますが、29名の方に相続が発生しておりまして、手続に時間を要しているのが現状であります。市でも積極的に協力し、一日も早く工事に着手できるよう努力しているところであります。

本路線で一番通行に支障を来しています半道トンネル及びトンネルから西洞地内白髭神社までの道路につきましては、新しいトンネルにより解消するものでありますが、いまだ着手のめどが立っていない状況となっております。

関市と美濃市で構成しております県道上野関線改良整備促進期成同盟会では、毎年県へ要望を行っておりますが、特に本年は、去る4月14日、佐藤県議会議員とともに岐阜県知事並びに県土整備部長へ、私も直接要望を実施いたしました。今後も機会あるごとに県へ要望してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて御質問の二つ目、牧谷地区にとって重要道路であり、早期改良が優先課題だと考えるがどうかについてでございます。

御承知のとおり、当市では東海環状自動車の西回りルートの完成を見据え、将来都市像を「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」とした第5次総合計画を策定し、その中で交通ネットワークを充実することにより、企業の新たな立地はもちろん、沿道商業地域の形成を初め、他地域に先駆けた新たなライフスタイルを実現していくことを目指しています。

現在、(仮称)池尻・笠神工業団地が計画されているところですが、新たな企業誘致を積極的に進めるには、産業道路や高速道路へのアクセス道路が必要不可欠であります。特に、主要地方道岐阜・美濃線の4車線化と山崎大橋の整備、そして今お話をいただいております一般県道上野・関線の新大矢田・半道トンネルの開通と全線改良が最優先課題でありまして、10年後の東海環状自動車西回りの開通にあわせ整備を要望しているところでありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長(山口育男君) 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長(丸茂 勝君) 皆さん、おはようございます。

野倉議員の一般質問の2点目、廃屋の撤去費用に係る市補助金の制度について、御質問の廃屋対策が深刻化する前に、撤去費用に補助制度を創設することができないかについてお答えいたします。

平成19年度に国土交通省から委託を受けまして、NPO美濃のすまいづくりが市内全域の空き家の実態を把握するため、市内65自治会に協力を得て調査を行っております。調査結果といたしましては、217軒の空き家が抽出されました。

調査により抽出されました217軒の空き家の管理状況は、全体の約4割の空き家は管理されていない状況が見受けられます。地域別に見ますと、管理されていない空き家は市街地で約3割、郊外地では約4割の結果となっております。郊外地において管理されていない空き家が多いことが見受けられます。

議員御指摘の廃屋の撤去費用に係る補助金の制度が創設することができないかにつきましては、廃屋は個人財産であり、所有者の適正な管理が必要と思われれます。県内の各市を調査いたしましたが、補助金を交付している市はございませんでした。今後は、再度、調査・検討をいたしまして、今後の対応を考えたいと思っております。

御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（山口育男君） 12番 野倉和郎君。

○12番（野倉和郎君） 要望をさせていただきます。

県道上野・関線の改良計画の進捗状況について要望をいたします。

回答いただきました御手洗・半道間の道路拡幅につきましては、この間は道路が非常に狭く危険な区間でありますので、一年でも半年でも早く工事が完了しますようによろしくお願ひします。その他の区間につきましても、県道ですので県の予算の都合のことは十分に承知しておりますが、しかし、計画から余りにも年月が経過しております。この間、牧谷地区には施設の閉鎖や若者の減少、子供の減少が続き、明るい話題もない状況にあります。

さきで開催されました上牧地区市政懇談会の席で、県道上野・関線や、また北野・乙狩線の整備を要望する発言があったと聞いております。県の都合も理解しますが、牧谷地区の活性化のためにも早期の整備に御尽力賜りますよう要望しまして、質問を終わらせていただきます。

この廃屋につきましては了解をいたします。終わり。

○議長（山口育男君） 次に、5番 古田豊君。

○5番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

質問のお許しをいただきましたので、私は3点にわたって質問をしたいと思います。

第1点目の質問は、美濃市に若者がたくさん住めるようにする対策について、建設部長に質問をしたいと思います。

まず一つ目に、住宅地確保のため、区画整理事業を多く実施することはできないかという質問であります。今の美濃市では、高齢者が年々ふえて、若者が減っていくという現象が依然として続いておまして、人口の減少率も2005年から2010年の国勢調査で見ても、美濃市の場合は3.26%減少、県平均が1.24%で、関市も1.26%ですので、これらと比較してみましても大変大きい。

美濃市には若者が住む場所が少ないために、隣の市のアパートに住んだり、隣の市の分譲住宅を購入して、美濃市に住まないで市外から市内への通勤者が4,400人もおられるそうあります。また、学校もない、お店もない、美しい田園風景もないというところには、なかなか若い子や若い夫婦は住まないということもあるようです。このようなことでは、美濃市の将来が大変心配されますし、市民の皆さんは過去の若いころにいっぱい市民税やら固定資産税やら国民健康保険税やらを払っていただいて、なお今現在も払い続けていただいております、退職をして年金生活者になっても税金を払い続けていただかなければならないのに、年をとって高齢者になっても厳しい不安な生活をされなければならないというようなことでは、市民に対してまことに申しわけない。せめて年金生活者から市民税や国民健康保険税をいただかなくてもよいような政治をしなければならないと思います。そのためには、もっと若者が美濃市にたくさん住めるような政策を打ち出し、市民に希望の持てる市政にしていかなければ、よい政治とは言えません。

そのためにはどうしたらよいのかということになりますが、国からの地方交付税頼みの政治ではもはや限界があると思われまゝ。国は、地方を切り離して、地方分権の時代だとか地域主権の時代だとか道州制の時代だとか言い出し始めました。美濃市には、「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」という5次総での目標をつくりました。その実践のためには、まずは土地区画整理事業をあちらこちらですぐにでも行っていく必要があると思います。

特に、関市との境界にあります松森の県道富加・美濃線沿いは、美濃インターチェンジから5分以内、関市のテクノパーク工業団地から3分以内のところであり、将来有望な土地が耕作放棄地となって草や木の生い茂る土地になってしまっております。こんなよい土地が、いつまでも耕作放棄地としてほっておかれるのはいかにももったいない、美濃市の損失だと思います。ぜひ何とかして開発してほしいという地権者もお見えになります。ぜひ区画整理事業を行うべきだと思います。このことは、以前にも一般質問で取り上げましたが、進展なしです。

美濃市の区画整理事業は、過去において4カ所で実施されただけでありまして、他市に比べても大変少ない。だから、美濃市の人口の減少率も大きい。しかし、区画整理事業を行うためには二つの大きな問題点がございまして、なかなかこの事業が施行できない一つの問題は減歩率が大変に大きいという問題です。区画整理事業を行う場合は、市が行う場合と、地権者が組合をつくって民間で行う場合とがありますが、美濃市の場合はすべての事業を民間で行ってきております。社団法人岐阜県都市整備協会に事業計画の立案や設計を行ってもらうわけですが、この費用が大変高い。だから、この事業計画立案費用や設計費用をうんと安くさせて減歩率を下げるということを考えていかなければならないのと、二つ目には、保留地がこんな御時世ですのでなかなか売れない。ある程度の土地は売れるのですが、完売というところまではいかない。保留地が全部売れてしまわないと、その土地区画整理組合は決算ができないし、解散もできないから、なかなか区画整理組合の理事のなり手がなく、ましてや理事長のなり手がなく。だから、組合をつくって区画整理事業を行おうという地権者が多くならない。

それでも、こういう事業を行っていかないと、美濃市は若者が減り、高齢者がふえ、人口減少に拍車がかかりますので、美濃市は必死になって思い切って若者が住めるまちをつくっていく必要があると思いますので、区画整理事業で売れ残った保留地は、美濃市が借金をしてでも買い取るという決断はできないのか。買い取った保留地は区画整理事業を行った一等地にあるわけですから、今は不景気でなかなか売れないけれど、将来には必ず売れるときが来ると思いますので、大きな決断をして、美濃市のあちらこちらで区画整理事業を行って、美濃市に住宅や商店や工場がいっぱいできるような対策をとっていく必要があると思います。ぜひ前向きな答弁を求めます。

次に2点目の質問、美濃市の人口減を食い止めるためと税収確保対策について、市長に質問したいと思います。

1点目の質問では、住宅ができ、商店ができ、工場ができて、若者がふえ、美濃市の人口

がふえるように質問しましたが、2点目の質問では、区画整理事業は何年もかからないと完成しないし、池尻・笠神工業団地もまだいつ完成するのか見通しも立っていないので、区画整理事業それだけでは不十分です。2005年の国勢調査では、美濃市から美濃市外へ通勤する美濃市民は4,800人もおられるそうですし、雪が降ると通勤にも不便さを感じるし、生活するにも不便さを感じるし、働くところも少ないから、就職や結婚を機に多くの若者が他市へ移り住んでしまう。まさに、美濃市は人口の面でも税収の面でも、危機的な局面に陥ってしまったと言えると思います。

今すぐにでも、若者が住むところできて、働く場所がもっともふえないと、美濃市の人口もどんどん減ってしまっていて、10年後の美濃市は果たして存在しているのか大変不安を感じるところでありますので、この際、思い切って美濃市の廃校になった学校跡地や、長瀬地区に美濃市の市有地が長い間眠っている土地がありますので、これらの土地を工場誘致条例を改正して、東日本の震災に遭われた企業で、海外移転を考えておられるような企業には無償で提供するとか、震災に遭われなくても、3・11大震災以後、どの企業も工場の分散化や、海岸から内陸地への工場の移転や、円高や電力不足を不安視して海外移転を考えておられる企業も多いと聞きますので、この際、思い切ってこれらの土地をただの隣くらいの安い値段で分譲されることを提案したいと思います。

県にお願いをして順番待ちという消極的な方法でなくて、美濃市の存亡にかかわる問題でございまして、必死になって、死に物狂いで美濃市独自で企業誘致に取り組んでいただきたいと思います。美濃市の土地は、地盤はかたくて津波の心配もない。高速道路もインターチェンジも美濃市にはありますから、たくさんの企業に美濃市へ来ていただいて、働く場所がたくさんできて、若者がふえ、子供がたくさん生まれる美濃市になるように必死になって努力していただきたいと思いますが、市長の答弁を求めます。

次に、3点目の質問を教育長にしたいと思います。

その一つ目、先進国中、最も本を読まなくなった子供たちに、すばらしい日本文学をたっぷり読ませる必要があるのではないかについて質問をしたいと思います。

最近の社会は、競争社会とか、実力主義社会とか、金銭至上主義社会とか言われまして、お金をもうけることが第一で、子供たちは勉強なんかしたって金もうけにつながらないからと、先進国中最も勉強しない、最も本を読まないという国になってしまいました。そして、お金の社会になり過ぎた結果、個人主義思想が広がり、社会のためになるとか、感情豊かな人間性とか、情緒豊かな人間性を持った子供たちが少なくなっているように思われます。

こういう時代だからこそ、子供たちに日本文学をたっぷり読ませる必要があるのではないかと思います。源氏物語から徒然草、万葉集、萩原朔太郎や室生犀星、石川啄木や斎藤茂吉、夏目漱石から川端康成、そして今度総理大臣になられた野田佳彦さんじゃないけれど、司馬遼太郎、藤沢周平、山本周五郎など日本にはすばらしい文学が山ほどあります。こんなすばらしい日本文学を子供たちにたっぷり読ませ、感動し、時には涙を流し、夢や志を持ち、人情の機微を感じ取り、情緒豊かな人間に育つように、もっと国語の時間をふやして教育す

るべきだと思います。

英語やパソコンの勉強も必要かもしれませんが、英語はぺらぺらでも、中身のない人間に育っては世界へ出ても通用しない。ぜひ、いっぱい本を読む時間を授業に取り入れていただきたいと思いますが、教育長の答弁を求めます。

次に、その二つ目として、いじめや万引きや平気ですそをつくことを、だめなことはだめだとはっきり教える必要があるのではないかについて質問したいと思います。

小・中学生のうちはまだよいのですが、高校生くらいになると、ネット上でのいじめや、平気ですそをついたり、自転車を盗んだりする子も出てくるように思われます。平気ですそをついたり、あまり罪の意識なしに自転車を盗んだりすることは、やはり教育で小さいうちからはっきりだめなことはだめと教える必要があるのではないかと思います。

「だめだからだめだ」ということをたたき込む教育をするべきだと思います。万引きもうそもだめなことはだめだと親や先生が幼いうちから押しつけないといけないのではないかと思います。説明など不要で、頭ごなしに押しつけてもよいのではないかと思います。

今の子供たちを見ていると、夢や希望がない、何に生きがいを見い出すのかもわからなくなっている子供もふえてきているのではないかと思います。これは個人を尊重し過ぎた結果、先生と生徒、親と子供が平等となったことが大きな原因の一つだと考えられます。基本的人権を除けば、先生は生徒より偉く、親は子供より偉いのは当たり前のことです。この当たり前の明確かつ当然な序列が薄くなったために、子供たちが野放図になり、今では教師は教授するものではなくて、子供の学習の援助者などということになっていると、「国家の品格」という本の中で藤原正彦さんが述べておられますが、私も全くそのとおりだと思います。

今の小・中学生の親御さんも、若い教師も、そういう教育を受けてきているから、なかなかこれを上から目線でしかったり、だめなことはだめなんだという教育をするということは大変ですが、モンスターペアレントを恐れることなく、悪いことは悪い、だめなことはだめだとはっきり教える必要があると思います。

そして、余りにもお金、お金の世の中になってしまったから、お金とか、地位の名声より、家や近隣や仲間などとのつながりこそが精神の安定をもたらすものであり、幸せの源だという自覚を促し、こういう社会なら苦勞して産み育てた子供も幸せになれる、こうなつてこそ、若者は結婚して子供を何人も産む意欲が出てくると思われます。その証拠に、鹿児島県徳之島町や長野県下条村では子供がいっぱい生まれるそうです。

子ども手当や児童手当をばらまくだけでは子供はふえないので、ぜひだめなことはだめだとはっきりとしっかりつけ、お金のいっぱいある人は、うらやましがられるかもしれないが、尊敬をされる人ばかりではないということを教えてやっていただきたい。そして、大切な子供たちの豊かな情緒を形成し、美しい心と夢や希望の持てるような教育に心がけていただき、今の世の中では何の役にも立たないかもしれないが、文学や哲学や歴史、芸術といった教養をたっぷりと身につけさせて、圧倒的な大局観や総合判断力を身につけさせる教育がしていただけたら、高い見識を持った知識人が生まれ、この若者たちが美濃市を発展させ、日本を、

いや世界をリードしていってくれると思いますので、ぜひそんな子供たちが美濃市からたくさん生まれますよう、教育長のすばらしい答弁を期待して質問を終わります。

○議長（山口育男君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） 古田議員の一般質問の1点目、美濃市に若者がたくさん住めるようにする対策についてお答えいたします。

一つ目の、住宅確保のため区画整理事業を多く実施することはできないのかについては、市といたしましては、土地の所有者と共同して、土地区画整理事業の手法による基盤整備を組合施行で過去に4地区を実施してまいりました。現在、美濃インター前土地区画整理事業は、平成22年度に工事は完成し、保留地の販売及び換地処分登記に向けて確定測量が実施されております。また、上生櫛土地区画整理事業、吉川土地区画整理事業及び松森東土地区画整理事業につきましては、実施に向けた研究会、推進会の立ち上げなど、調査・検討を行っておる状況でございます。

二つ目の、区画整理事業を成功させるために、市は減歩率の縮小と保留地の完売に協力することができないかにつきましては、設計料が高いという御指摘でございますが、岐阜県都市整備協会は半公共的法人でありまして、県内のほとんどの区画整理事業を手がけており、経験とノウハウを持っておりますし、事務局といたしましても適正な積算を行っており、諸経費も一般の設計委託より20%ほど安くなっております。

また、売れ残った保留地を市が借金をしてでも買い取るという決断はできないのかにつきましては、市といたしましては、目的のない土地を買い取ることはできません。

第5次総合計画の中で取り組んでいます広域交通の結節点となる美濃インター前及びその周辺地域は、新しい交流産業の立地地域として、商業・サービス業の集積を図り、その周辺部においては住環境の整備を進めております。活力ある新市街地の形成を図ることで、保留地の完売に貢献できたらと考えております。今後は、土地区画整理事業に当たり、減歩率等が軽減できるように組合と調査・研究をしてまいりたいと存じます。特に、松森東土地区画整理区域につきましては、古田議員の地元でもございますので、御協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 古田豊議員の一般質問の2番目、美濃市の人口減を食いとめるためと税収確保対策について、工場誘致条例を改正して、東日本大震災で被害のあった企業に工場用地として学校敷地や市有地を無償か安い値段で提供できないかとお尋ねがございましたのでお答えいたします。

3月11日の東日本大震災は、1,000年に1度と言われるほどの未曾有の災害で、半年が経過いたしました。復旧にはまだまだ多くの時間を有するものと思われま。被災された多くの方々に対してお見舞いを申し上げます。また、それに伴う福島原発事故があり、いまだに多くの避難者が出ていることや、農産物への風評被害等が出ていることに対しても胸を痛めるところでございます。一刻も速やかな復旧へ向け対策が打たれることを念じてやみま

せん。

津波被害を受けた土地、地域や、福島第一原子力発電所の警戒区域などに本社を置く企業は、岩手、宮城、福島の3県で約5,000社がありまして、このうち事業を再開できた企業が5割にとどまっていると言われており、内陸部へ移転して事業再開を目指す企業がふえるものと思われまます。

こうした中、東北地方の自治体は、東日本大震災で被災した企業を、工業団地を3年間から10年間無償で貸与したり、工業団地を3割引して販売したりする優遇政策により、沿岸部の被災企業を呼び込み、産業の振興や雇用の創出につなげようとする事例が出てまいりました。東北の地域以外の自治体の誘致も活発化しております。東海3県では、愛知県が工業団地を当初3年間、賃貸料を無償とするなどとしております。

こうした自治体の多くは、造成済みの更地が既にあり、いわゆる造成したが企業進出が完了せず、産業振興や雇用創出につなげるのが目的で、無償貸与期間が終わっても、そのまま定着してもらうことをねらいとしていると考えられます。しかし、工場誘致する上で美濃市における状況といたしましては、美濃テクノパークは既に完売しておりまして、一団の土地で工場用地として活用できそうな保有している土地はほとんどございません。

市内の土地利用上、用途地域として工業用の企業誘致できる用地は、かつて菓子製造工場の跡地として長瀬地内にある約1万5,000平米の一団の土地1ヵ所のみであります。ほかには住宅用地や農地の転用しかありません。長瀬の土地は、市土地開発公社と土地開発基金で所有しておりまして、今までも企業誘致の努力を再三にわたり行ってまいりましたが、市の財政的な理由により、即無償で企業誘致のために活用することは困難であります。

次に、今まで廃校となった学校は、洲原地区では、旧洲原小学校、旧立花小学校の2ヵ所です。下牧地区では、旧片知小学校、旧神洞小学校の2ヵ所で、上牧地区では旧上牧小学校の1ヵ所であり、計5ヵ所ございます。学校再編で使われなくなった学校の旧校舎、体育館などの建物及びグラウンド、運動場は、現在放置されたままではなく、学校再編の際に地元自治会等のコンセンサスを得て、地域の生涯学習センターとして活用されているところであります。

さらに、これらの学校は地域で唯一の鉄筋コンクリートの頑丈な建物であり、1ヵ所を除いて現時点では地震の際に拠点となる避難所に指定されている施設であります。また、付随する運動場用地につきましても、地域でそれぞれ活用されており、今すぐ工場用地として無償提供することは不可能と言える状況でございます。したがって、議員の提案は、工場誘致条例を改正して、東日本大震災で被害のあった企業に積極的に無償か安い値段で提供できないかということでございますが、これらについては困難と考えます。

しかしながら、議員の御心配されるように、本市の雇用情勢は厳しく、人口減少や少子・高齢化が進んでおり、雇用の場を確保し、若者の定住と安定収入を促し、市全体の経済力を高めていくことが急務となっていることは確かであります。

時代のニーズにこたえられる企業や先端技術を持つ企業の誘致を促すだけでなく、既存の

企業の育成や商業、農林業、サービス業、観光業等も含めて強い経済のまち、元気な美濃市づくりを総合的な施策で進めてまいりたいと思います。

このような状況を踏まえて、工場誘致については、高速道路の結節点である笠神地区及び関市池尻地区にある地理的メリットを最大限に生かした新工業団地を整備促進することが、一定量の新たな雇用をつくり出す一番の近道であり、投資や生産による経済波及、あるいは税込増加など、市の経済力の増進につながるものと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） おはようございます。

古田議員の一般質問の3点目の1、先進国中最も本を読まなくなった子供たちに、すばらしい日本文学をたっぷり読ませる必要があるのではないかについてお答えをいたします。

古田議員が御指摘のとおり、国際学力・学習状況調査において、先進二十数カ国のうち、日本の子供たちは家庭学習量は最下位近くにあり、逆にゲームやテレビの視聴時間は世界トップクラスというデータが報告されています。それに伴い、読書量も相関しており、日本の子供たちの活字離れについては久しく警告され続けているところです。

これらの実態を受けて、文部科学省では、学習指導要領の改訂において、読書活動重視の方針を打ち出し、全国的に取り組みを始めたところ、2010年の国際学力調査では読解力が大幅に改善されたという結果が出てきております。この美濃市におきましても、図書館教育を重視し、8年前より他市に先駆けて全小・中学校に図書館司書職員を配置して、魅力ある図書館づくりを進めるなどの環境を整え、朝読書や給食タイムの読書など、読書する時間を確保するさまざまな取り組みを展開してきました。図書館の蔵書数については、毎年予算措置をして拡充しており、昨年場合は国の交付金と合わせて641万3,000円を措置して充実を図っています。

こうした取り組みにより、市内児童・生徒の読書量は、今日では平成16年度のデータより2倍以上の伸びを示すほど飛躍的に増大しております。美濃教育事務所が主催する学校図書館教育推進事業では、平成19年度より、毎年美濃市の学校が最優秀賞を獲得するという実績を誇っております。

この夏休み中に、これまでの実績により、昭和中学校において学校図書館サミットが開かれたところであり、美濃市の子供たちの読書活動については非常に高い水準にあることを御理解いただきたく思います。

古田議員が御指摘のように、日本のすばらしい文学作品や伝記等により多く触れさせることは、高い志を持たせることや道徳心の涵養など、心の豊かさをはぐくむ上で非常に大切なことであると認識しております。これからも読書活動の質的な高まりを求め、より一層充実に努めてまいりますので、御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、質問2の、いじめや万引きや平気でうそをつくことを、だめなことはだめとはっきり教える必要があるのではないかについてお答えいたします。

古田議員の御指摘の、だめなことはだめと指導することと同様の事例に、アメリカにおいて学校崩壊が深刻になった時代に取り入れられた寛容度ゼロのゼロトレランスという方式があります。この手法は、我が国でも文部科学省が2006年ごろに教育現場への導入の是非を検討したことがありました。美濃市の教育におきましても、親や教師がもっと権威を示して、寛容度ゼロの厳しい指導をする必要があるのではないかという御指摘については、ごもっともなお考えであると思います。しかし、さきのアメリカの例においては、寛容度ゼロの管理を強めた教育を続けましたところ、その管理の枠におさまらない者たちによる凶悪犯罪が逆にふえてしまい、教育の原点が見直される事態になったことも事実でございます。

やはり教育には父性と母性、つまり厳しさと温かさの両輪が必要であり、そのバランスがとても大切であると考えており、むしろ温かさの中から本当の厳しさが養われることを願っているところであります。

世の中では、最近の社会の不安定さから、コンプライアンス（法令遵守）とリスペクト（尊敬）の精神の涵養が叫ばれているところですので、学校教育でも規範意識と思いやりの心を育てることに指導の重点を置いていきたいと考えております。

今年度スタートの第5次総合計画の中では、ふるさと美濃を愛し、人間力・文化力を身につけたたくましい子供の育成を目指して、幾つかの施策を打ち出してまいりました。学校規模の適正化と教育環境の整備及び基礎学力の向上等では、少人数指導や特別支援教育のために手厚い人的配置をすることにより、一人ひとりへのきめ細かな指導をしています。人権同和教育や道徳教育を重視した心の教育の強化も一層図っていきます。

また、ふるさと教育の推進では、土幌町交流事業や特色ある教育活動、そして美濃学の推進を通して、単なるふるさと学習にとどまらず、歴史と伝統の中に根づいている精神や先達の教えに学びつつ、規範意識や仲間意識を高め、人を思いやる心をはぐくみ、地域のきずなを深め、新しいまちづくりに寄与できる人間の育成を目指してまいります。

規範意識の高い、思いやりの心にあふれた美濃市の子供たちの育成のために、学校教育では以上のような方針のもと努力してまいります。学校教育のみならず、社会全体が子供たちの健全育成の場となりますよう、子供たちを取り巻くよりよい社会環境や大人社会の健全な姿をさらに求め続けてくださいますことをお願いしまして、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 5番 古田豊君。

○5番（古田 豊君） 答弁をいただきありがとうございます。

まず1点目の質問、美濃市に若者がたくさん住めるようにする対策についての質問について、要望をしておきたいと思います。

2005年の国勢調査で見ると、美濃市外から美濃市内へ通勤する人が4,400人もおられるそうです。この人たちが美濃市に住めるようにすれば、今すぐにも大幅に美濃市の人口がふえ、税収もふえるわけですから、早急に人口増、税収増対策として区画整理事業に積極的に必死になって取り組んでもらうことを要望しておきたいと思います。

2点目の質問、美濃市の人口減を食い止めるためと税収確保対策についても要望をしておきたいと思います。

学校跡地や長瀬地区にある市有地の無償、または安い値段での提供は無理だということですが、2010年の美濃市の出生率を見ても、美濃市が1.08、全国平均が1.39、岐阜県が1.37でありますので、美濃市は圧倒的に子供の生まれる数が少ない。人口が劇的に減少したり、お年寄りがふえ、若者が減少すると、経済や社会に多大な影響を与える。市民が物を買わないからいつまでたってもデフレから抜け出せない、こんな状況を何とか打破するために、働く場所をふやす必要に迫られておるわけですので、何とかして思い切って企業誘致対策を立案されることを要望しておきたいと思います。

3点目の質問、小・中学校教育については、素晴らしい答弁をありがとうございました。

我々も、子供たちを取り巻くよりよい社会環境や、大人社会の健全な姿をさらに求め続けていかなければならないと思いますし、学校教育においては、素晴らしい美濃市の子供たちに対する教育が行われていることを知りまして安心をいたしました。

今後は、さらに子供たちに本を読ませ、文学や哲学、歴史、芸術、科学といったそれほど役に立たないような教養をたっぷりと身につけさせて、高い見識を持った知識人をたくさんつくっていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 皆さん、こんにちは。

私は発言通告に従いまして、一般質問、本市の給食センターの現状と今後の方向性について、三つお尋ねします。

本年7月に、私たち民生教育常任委員会は本市の三つの中学校の学校訪問を実施しました。学習や学級活動の様子など、健康で元気な生徒の姿など、ありのままの学校生活を見ることができました。昼食には、給食代280円を支払って児童・生徒と同じ給食を食べましたが、私にとりましては何十年ぶりの給食でございました。現代の子供たちの嗜好に適したメニューで、健康に配慮した薄味でした。さらに、野菜についてもすべて加熱するなど、衛生管理の整った満腹感あるものでした。私は、生活習慣が変化する中で、成長期の児童・生徒に栄養バランスのとれた安全で安心な給食を提供する給食センターの役割は大変重要と考えております。

本市の給食センターは、昭和54年に建設されたと伺っています。当時はその時代に即した最高の設備を備えた施設であったかと思いますが、30年以上経過する中で、老朽化した設備

の改修や施設の修繕など、今日までの給食センター維持管理には大変な御苦勞があったことと推察しております。

例えば、病原菌O-157等の感染症対策など、さまざまな課題の取り組みを初め、全国的な少子化問題は本市においても同様で、児童・生徒の著しい減少により学校再編成が実施され、幾つかの学校が廃校となりました。私は、こうしたことが給食センターの業務の縮小になってはいないかと思うものです。

そこで一つ目、衛生管理や栄養指導について機能が果たされているか、また効率的な指導がなされているか、現在の給食センターの機能はどのようになっているかお尋ねいたします。

次に二つ目ですが、全国的に食育の一環として地産地消を推進し、地元のとりたての食材を使った給食が全国の学校で実施されています。本市においても、食育について中有知小学校で研究発表が実施されるなど、児童・生徒を取り巻く生活習慣の変化は食生活にも影響するとされ、家庭においても改善を図っていくことが重要で、学校給食においては、市内、県内の食材を多く取り入れることとされています。

3月11日に発生した東日本大震災は、原発事故や風評被害に、経験したことの無い食に対する不安が広がっています。国は、農産物等に対して一定の基準を示していますが、土壤の放射能汚染など予想がつかない状況に、これまで以上に安全で安心な給食の提供は必須の課題であり、学校給食について、ますます地産地消が求められると私は思うものです。

本市においては、学校給食の地産地消について、どのような目標を掲げてみえるのか、また具体的な目標値はあるのでしょうか。

そこで二つ目ですが、成長期の子供たちに市は安全で安心な給食を提供する責務があるが、その責任をどのように果たしていけるのかお尋ねいたします。

次に三つ目ですが、給食センターは体育館や福祉会館などの施設と異なって、一般市民と直接のかかわりがほとんどなく、保護者にとっても、施設を訪問するなどあまりないのではないかと心配しております。しかし、市にあっては、給食センターは成長期の児童・生徒に安定した給食を提供する大変重要な施設であります。

本市の給食センターは建設から30年以上経過し、施設の老朽化が進み、最新の学校給食衛生管理基準等に適合するためには相当の財源が必要で、この先に改修や修繕を繰り返すことにも限度があるかと私は思っております。

第5次総合計画がスタートしましたが、基本計画として、例えば新しい施設をつくられるのか、それともほかに具体的な考えがあるのか、大変気になるところであります。そこで、三つ目、老朽化している給食センターの施設について、市の方針はどのように考えているか。

以上、教育長にお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） 森議員の一般質問、本市の給食センターの現状と今後の方向性についての一つ目、児童・生徒が減少し、学校再編成が実施される中で、現在、給食センターの機能はどのようになっているかについてお答えをします。

衛生管理につきましては、国の学校給食衛生管理基準に基づき、美濃市学校給食センターマニュアルを作成し、その内容に従い、万全の衛生管理に努めているところでございます。具体的には、調理室に入る際は調理服に着がえ、調理帽子をかぶり、長靴を消毒槽で殺菌し、調理室に入り調理をする。調理する前に必ず手を殺菌洗浄する。また、退出の際には、調理室の外で調理服等を脱ぐ。調理服等は毎日新しいものを使用するといったことです。

また、栄養指導については、県職員である栄養士2名が、1ヵ月単位で栄養、カロリーを計算した献立メニューを作成しております。効果的な指導といたしましては、残飯を検証し、児童・生徒においしく、喜んで食してもらえる献立となるように努力しているところでございます。

業務の効率化と経費節減につきましては、所長1名、県職員の栄養士2名、アルバイト職員1名、調理師3名、委託職員11名の計18名が業務を行っておりますが、市職員が退職しても補充は行わず、委託業務に切りかえ、経費節減に努めているところでございます。

次に、二つ目の、成長期の児童・生徒に市は安全で安心な給食を提供する責務があるが、その責任をどのように果たしているかについてお答えいたします。

安全で安心な給食の提供につきましては、安全な食材の購入、特に地産地消、調理の際の衛生管理が重要と考えております。安全な食品の購入につきましては、市指定購入業者より購入をしており、特に心配される食材については証明書を添付させるなどをし、食の安全には万全の注意を払っております。また、地産地消の推進につきましては、積極的に推進するよう努めておりますが、市指定指名業者として指名届を提出されない市内業者もお見えになり、なかなか進まないのが現状でございます。

実績といたしましては、20年度は12.9%、21年度は14.5%、22年度は10.8%でございます。毎月19日は地場産品を取り入れた食育の日として取り組んでおりますが、今後できるだけ限り推進してまいりたいと考えております。

調理の際の衛生管理は、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、食育に関する指導といたしまして、各学校において、食に関する指導の全体計画を作成し、その計画に従って、給食時間には日常的に生産者への感謝、食生活の改善方法、食事のマナー等を指導しております。

また、朝食をとらないで登校する児童・生徒、コレステロールが高い児童・生徒が多くいる現状から、学級活動や家庭科の時間に、栄養士を講師に専門的な指導を行っております。給食センターにおいて、22年度に7校に試食会、2校にバイキング給食、給食時間学校訪問20回、児童生徒指導19回を実施しております。

三つ目の、老朽化している給食センターの施設について、市の方針はどのように考えるかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、給食センターは建設から32年が経過し、施設、調理器具の老朽化が進んでおり、必要に応じ修理修繕を行っている状況でございます。今後におきましても、現在ある施設の適正使用に心がけ、少しでもその寿命を延ばすように努力をしていくこととな

りますが、新しい施設につきましては、今後検討が必要と考えておりますので、御理解を賜り、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 御答弁をいただきましたが、それぞれ三つについて再質問いたします。

私は、先ほども申し上げましたが、給食センターについて、成長期の児童・生徒に栄養バランスのとれた安全で安心な給食を提供する給食センターの役割は大変重要と考えています。その中で、学校再編成の実施を初め施設の老朽化が進んでいること、こうした施設の問題と本市の変化の中で、毎年のように修理修繕を繰り返している本市の給食センターの現状と、国が定める最新の学校給食衛生管理基準等に適合した設備の改修や施設の修繕の課題があります。

このような現状と課題について、第5次総合計画がことしから始まり、5次総の新しいステージの中で、これまでと同様に維持していただくだけではなく、計画的に調査や研究していく方向性について、何かお考えがあるかお尋ねしたところでございます。

初めに一つ目、児童・生徒が減少し、学校再編成が実施される中で、現在給食センターの機能はどのようになっているかについて、衛生管理や栄養指導の機能については理解できますが、業務の効率化と経費の節減のところ、委託職員11名と御答弁いただきましたが、調理師免許等の資格取得者なのでしょうか。本市の外部委託の考え方としてお尋ねいたします。

次に二つ目の、成長期の児童・生徒に市は安全で安心な給食を提供する責務があるが、その責任をどのように果たしていくのかの中で、本市においては、学校給食の地産地消についてどのような目標を掲げてみえるのか、また具体的な目標値はあるのでしょうかにおいて、これまでの実績については御答弁いただき、今後もできる限り推進してまいりたいとありますが、平成22年度は前年度より低い数値になっています。地産地消を進めていく上で、目標を持って推進し、目標値を定めていかれるべきではないかと思います。目標と、具体的な目標値はあるのでしょうか、再度お尋ねいたします。

次に三つ目の、老朽化している給食センターの施設について、市の方針はどのように考えているかについてですが、答弁の中に、現在ある施設の適正使用に心がけ、少しでも寿命を延ばそうと努力をしていくとありますが、市の財政が大変厳しいことなどからの答弁ではと推察しておりますが、耐震化についても心配するところですが、ほかにも文部科学省の学校給食施設の見解として、調理等については外部委託も可能とされていますが、建物は市の施設であることと伺っております。そこで、提案として、専門家による調査等を実施することについて、どのようにお考えか。

以上、教育長に再質問をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） 議員の再質問についてお答えをします。

初めに一つ目、調理師資格免許等の資格所得者かどうか、本市の外部委託の考え方について

てでございますが、現在の調理師資格免許は市の職員3名が所持しておりますが、法令上の基準要件とはなっておりません。したがって、外部委託職員につきましては、調理師資格所持者はいない状況となっております。今後も同様の外部委託を続けてまいりたいと考えます。

次に二つ目、地産地消における具体的な目標値についてでございますが、岐阜県食育推進基本計画の中では、目標値を30%以上としており、本市におきましても、第5次総合計画の中で27年度には27%、32年度には33%を目標値としており、今後も引き続き目標達成に向け、努力をしてまいりたいと考えております。

次に三つ目、専門家による調査等の実施についてでございますが、市といたしましては、当然のことながら、安全で安心な給食を提供するため、給食センターを必要に応じ修理修繕することは必要と考えております。

今後の給食センターの施設整備や運営につきましては、議員御提案も十分参考にさせていただき、市としての考えをまとめていきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（山口育男君） 7番 森福子君。

○7番（森 福子君） 再答弁ありがとうございました。

一つ目について、現在の法令において問題がないという点で了解といたしますが、二つ目、三つ目について要望いたします。

二つ目ですが、地産地消について、数値を設定することでより好ましい学校給食に向かっていくのではないかと思います。今後も地産地消について、目標値の達成に努力をしていただきたいと思っております。

三つ目ですが、給食センターは体育館などの施設と異なって、一般市民が利用されることのない施設で、現在の施設の状況についてほとんど御存じないのではと思います。私は、児童・生徒に給食を提供する給食センター施設の老朽化について、市民に施設の現状を理解していただくために、私たち関係者が意識を持って進言していくことが必要と考えます。市は、正確な状況を伝えるために、専門家による調査等を実施し、市としての責任を果たしていただきたいと思っておりますので、早急に専門家による施設調査等を実施されますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山口育男君） 次に、3番 辻文男君。

○3番（辻 文男君） 私は、発言通告に従いまして、一般質問2点を行います。

1点目は、生涯学習センターの活用についてです。

平成14年に学校再編成が始まり、牧谷地区では下牧小の誕生により、蕨生小・片知小・神洞小が廃校になりました。その7年後の平成21年には、2回目の再編成により上牧小と下牧小が廃校となり、廃校であった蕨生小に手が加えられて牧谷小となりました。

この間、美濃地区でも洲原小、立花小が美濃小に再編され、2校とも廃校になりました。

さらに、来年4月には美濃北中が美濃中に再編されることで、新たな廃校となることは周知のことです。

地域の方々も地域から学校が消えていくことを大きな問題としてとらえてみえますが、残った廃校についても大きな関心を持ってみえます。さきに行われました美濃市防災訓練会場でも、「建物をこのまま生涯学習センターとして置いておくのはもったいない。何かお金を生み出すような活用ができないだろうか。市にお金が入れば税などの支払いが楽になるのになあ」といった声を多く耳にいたしました。

今まで、廃校の問題については議会でもたびたび一般質問されており、目的外利用に関しては、建築に際して国の補助金を受けている関係から利用条件が限定されるということもあり、地域の活性化の拠点として、あるいは市民力、文化力をはぐくむ施設である生涯学習センターと位置づけ、地域住民と十分な検討を行い、施設の有意義な活用ができるよう取り組むと答弁されてきました。昨年度の一般質問では、施設の目的外使用については、国の補助金の返還義務の基準も緩和されてきたと答弁されており、有効な活用にも視野が大きく開けてきたと思います。また、庁舎内でも検討会を設け活用について協議する、利用促進を検討する協議会の設置を前向きに検討する、そういう方向を示唆する答弁もありました。しかしながら、昨今の活用状況はといえば、やはり今までと変わらない状況が続いているように見受けられます。

廃校の活用が進まない理由として、活用を検討しているものの、地域等からの要望がない、活用方法がわからないといったことが上げられると思います。このような課題の解消を図るため、文部科学省において「～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト」が立ち上げられました。活用法、利用者などを募集している廃校施設等の情報を、各地方公共団体が希望するものに限り文部科学省にて集約し、ホームページ上で公表するというものです。

廃校施設活用に当たっての国庫補助制度もあり、本年4月現在、16の事業として転用施設の改修に対する補助等があります。施設活用の一例を挙げますと、工場・加工施設、体験交流施設、文化・創業支援施設、福祉施設・診療所、教育施設などです。岐阜県下でもこのプロジェクトに高山市・本巣市・瑞浪市から4校がエントリーしています。今までと同様に、いろいろ活用方法を模索しながらの活用もありと思いますが、いま一度目線を変えた観点からの活用方法も取り入れるべきと思います。

そこで、教育長に以下の3点についてお伺いをいたします。

1番、有効活用するためにどのような施策を実施されましたか。2番、現在の活用状況はどのようですか。3番、市民の方々の廃校に対する注目度や身近な関心事としてこのプロジェクトへの参加はできないでしょうか。

次に2点目ですが、防犯灯・通学路灯のLED化について、総務部長にお伺いいたします。

近年、省エネルギー政策の一つとしてLED照明が次世代照明として取り上げられています。当市でも、今年度がスタートとなる第5次総合計画の大綱の一つ、「暮らしの質を高める安全で安心、健康なまち」の7番、地球にやさしい暮らしを推進します施策の中に、エコ

エネルギーの普及を促進するなど、地球温暖化防止策、低炭素社会の実現に取り組まますがあります。

改めて言うまでもなく、LED照明には多くの利点があります。寿命が約4万時間以上で、球切れが発生しないため、今まで頻繁に発生していた交換、点灯管理が大幅に減り、電灯や蛍光灯の水銀ガスのような有害物質を含まない。また、壊滅的な被害をもたらす大地震にも、衝撃に強いLED照明はガラス片の飛散の心配もありません。その上、CO₂の排出量は電灯の8分の1、蛍光灯の2分の1と省エネ・温暖化対策にもうってつけです。紫外線がほとんど発生しないことから、虫の飛来がないことも街路灯としては効果があります。これからのまちづくりには不可欠な照明であると言えます。

市内には、自治体が管理する防犯灯と市が管理する集落のつなぎ道路にある通学路灯があり、防犯灯は約2,100ヵ所、通学路灯は191ヵ所あると聞いております。現在、通学路灯、あるいは自治会管理の防犯灯についても、新規に設置される場合はLED照明が設置される場合が多いとお聞きしていますが、その数は非常に少なく、全灯のLED化にはほど遠い時間が必要になると思われまます。また、先日行われました自治会長さんと市議会議員の懇談会でも、防犯灯のLED化を進めてほしい旨の御意見も伺っています。今までの延長線上の、修理交換が発生した時にLED化するのではなく、まちづくりに向けての施策としてのLED照明の推進を提案したいと思ひます。

しかしながら、交換には数万円の費用を要するために、現在では単年度の事業としての取り組みは無理があると思ひます。交換が進めば、電気料金や蛍光灯の交換が減り、少しずつ経費軽減につながりますので、数年かけて順次交換する、また各地区の方々にもLED照明の利点を理解していただき、LED化が普及するためにも、市内全域を均等に改良していくことがより効果的と考えます。

以上を踏まえまして、1.現在の状況についてと、2.省エネ対策として順次LED化を進めることができないかについてお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（山口育男君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） 辻議員の一般質問、生涯学習センターの活用についてお答えをいたします。

御質問の1点目、有効活用のためどのような施策を実施したかについてお答えをします。

廃校になった学校は地域コミュニティーと深くかかわってきた性格から、地域の活性化の拠点として、現在、洲原、立花、長瀬、片知、神洞、上牧6地域の生涯学習センターとして利用されています。

長瀬生涯学習センターは、1階部分を社会福祉法人博愛福祉会に無償譲渡し、現在下牧保育園として活用されています。昨年度は、美濃学の推進として、民俗資料調査事業を上牧生涯学習センターで開催し、五つの教室を利用し、四つの公開事業を実施しました。授業の一環として参加した小学校もあり、郷土の歴史や民俗資料に触れ合う機会を多くすることに努めました。

また、生涯学習センターの有効利用促進を図るため、毎年子供から高齢者に至るさまざまな人を対象に、市民力、文化力をつける生涯学習カリキュラムを盛り込んだ生涯学習情報誌を各家庭に配付し、生涯学習センターを利用した学習体制を支援しています。今後も、美濃市生涯学習マスタープランの目標であります「1市民・1芸・1スポーツ・1ボランティア」の実現に向け、利用の促進に努めてまいりたいと考えます。

次に、御質問の二つ目、生涯学習センターの活用状況についてお答えをします。

昨年度の実績状況は、立花では女性林業グループ、森林ボランティア、空手スポーツ少年団などの9団体で78日、片知で陶芸グループや陽光園が47日、また岐阜大学と連携して実施しております子供創造館事業で5日間利用され、神洞ではボランティア団体や地元婦人会など5団体で156日、上牧では保育園や地区のふれあい祭りの会場として利用されております。また、体育館は、スポーツ団体などがほぼ毎日利用しており、グラウンドでは、グラウンドゴルフクラブなどが週に三、四回利用している状況です。

今年度は、地域住民が利用しやすいように、上牧ではイキイキふれあいサロンが月2回開かれています。また、片知では、この秋から地域の憩いの場として開放が予定されています。洲原、長瀬は、グラウンドをスポーツ団体が定期利用しております。

次に御質問の三つ目、みんなの廃校プロジェクト制度へのエントリーができないかについてお答えします。

廃校になりました6校につきましては、現在すべて生涯学習センターとして利用活用されていますが、長瀬生涯学習センターのように、地域住民の同意がなされ、施設の転用が可能となれば、みんなの廃校プロジェクトにエントリーし、全国の活用希望者に対して情報提供してまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、辻議員の一般質問の1点目、防犯灯・通学路灯のLED化についての一つ目、現在の状況はどのようなものであるかについてお答えいたします。

平成23年度からスタートしております美濃市第5次総合計画の基本計画におきまして、地域防犯体制と市民防犯活動の推進、エコエネルギーの普及促進を位置づけております。従来から、市民を犯罪から守るため、警察や自治会など関係団体と連携を密にしながら、地域防犯活動の強化、防犯意識の高揚と犯罪の未然防止に努め、特に夜間の防犯を強化するため、防犯灯、通学路灯を計画的に設置し、犯罪のない住みよいまちづくりを推進しております。

防犯灯につきましては、住宅等があり道路照明灯がなく夜になると暗く防犯の上からも設置が望ましいものとしており、自治会に対しまして、防犯組合を通じ、新設の場合は設置補助金1灯につき1万円を交付しております。ただし、本年度からは、省エネ対策もあり、LED灯を希望される自治会につきましては2万円、蛍光灯については従前どおりの1万円として設置希望を取得したところ、LED灯14本、蛍光灯2本の申請があり、防犯組合から申

請自治会に対し設置の決定を行ったところでございます。

現状では、防犯灯の設置数は市内全域で2,100カ所あり、維持管理は自治会が行っており、年間1灯当たり約2,500円の電気料金が発生し、そのうち自治会に対しまして2分の1を補助しております。また、既に老朽化したものを自治会でLED灯にかえられているところもあると聞いております。

通学路灯については、集落と集落の間や住宅等が離れている場所に設置し、維持管理は市で行っております。設置数については191カ所あり、そのうち2カ所がLED灯となっております。

また、道路照明灯ですが、市内に256カ所設置され、水銀灯及びナトリウム灯となっております。本年度新設を2カ所に予定をしていますが、LEDの照明灯を検討しています。

次に二つ目の、省エネ対策として順次LED化を進めることができないかについてでございますけれども、現在、蛍光灯を電柱に共架する場合は、器具代金と取り付け費含めて約2万8,000円の費用がかかり、LEDを同様に設置する場合は3万6,000円ほどの費用が必要となっております。また、現状では、新設の場合しか補助対象としておりませんが、老朽化による取りかえがLEDの場合につきましても、補助の検討をしてみたいと存じます。

電気料金については、年額約1,750円と蛍光灯に比べれば安価になりますが、防犯灯、通学路灯ともに短期間でLED化を進めることにつきましては、LED器具自体が蛍光灯に比べますとまだまだ高額であることから、早急にLED化することは難しい点もございますが、環境に配慮した省エネ・低炭素対策として、道路照明灯も含め計画的にLED化の推進に努め、市民にも啓発してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 3番 辻文男君。

○3番（辻文男君） 防犯灯、通学路灯のLED化について、環境に配慮した省エネ・低炭素対策として、道路照明灯も含め計画的にLED化の推進に努め、市民への啓発を図るということですので、大いに期待を持って推移を見守りたいと思います。

そこで、計画的な推進に当たって、市内全域に対して各地区同じような進捗での推進と、照明灯の支柱に「この照明はLED照明です」というようなシールを添付して、LED照明であることを明確にする措置など、市民への啓発をより効果的に展開していただくことを要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口育男君） 次に、1番 古田秀文君。

○1番（古田秀文君） おはようございます。

それでは、発言通告に従いまして、一般質問2点をさせていただきます。

初めに、要介護者等に対する緊急時におけるサポート体制について民生部長にお尋ねをいたします。

7月の中旬のことでした。市内に住むAさんから電話がありました。「古田さん、母を助

けてください」「Aさん、落ちついてゆっくり話してください」。実は、Aさんのお母さんは2年前に介護度3と認定され、自宅で面倒を見てきたそうです。同居する父親も高齢で、母の介護も満足にできず、ほとんどAさんが面倒を見ていた状態でした。そんなとき、Aさんの病気が発症したのです。Aさんは急遽、翌日病院へ入院することになり、お母さんの介護ができなくなってしまうのです。Aさんは、自分が入院でいなくなれば、お母さんの面倒はだれが見るのか。ホームヘルプサービスは通常お昼1時間ほどの来訪でしかなく、ましてこの日から3日間の連休になってしまう。父は、食事も満足につくれない。ましてや、おむつ交換とか体をふいてやることなどとてもできない状況で、実際お母さんは、このところの暑さで体力も目に見えて落ちており、自分で起き上がることさえできない。Aさんとしては、わらをもすがる気持ちで電話をかけてこられたと思います。

私は、すぐにAさんから聞きましたヘルパーさんに連絡を取りました。ヘルパーさんはすぐにAさんのお宅へ向かってくれました。状況を見たとき、これは緊急性が高いと判断。すぐにでも入所できる場所を探さないといけないということで、手分けをしていろんな施設を当たってみました。なかなか受け入れ先が見つからず困っていたところ、ようやく関市内の施設が受け入れてくれることがわかり、早選手配して、その日の夕方にはお母さんに移すことができ、Aさんも安心して入院することができました。

さて、今回のケースを通して考えなければいけないこと。いわゆる緊急時の受け皿をどうしていったらいいのか。ほかにもいろんなケースが考えられます。例えば、高齢の御夫婦と知的障がいを持つお子様だけの世帯で、どちらかが急の入院になり付き添わなくてはなくなったとき、子供さんの緊急受け入れ体制はどうしたらいいのか。また、年々増加し、社会問題ともなっている家庭内での虐待が判明したときの緊急避難に対する受け入れ体制はどうしたらいいのかなど、さまざまなケースが想定されてきます。

美濃市にある二つの特養は常に満床の状態であり、緊急用の部屋の確保は難しい状況と聞きます。しかし、これらは緊急を要することであり、場当たりの対応では限界があり、市民の安心・安全を守ることはできないと思います。

そこで、お尋ねいたします。

一つ目に、現在までの緊急時における対応はどのような現状になっているのか。

また二つ目に、緊急時の対応施設として一つの役割を担ってくれると思う小規模多機能型居宅介護施設、いわゆるデイサービスと訪問介護とショートステイの融合施設です。現在、美濃市介護保険事業計画に基づき、これを公募中と聞きますが、応募状況と今後の見通しについて、どうなっているのかをお尋ねいたします。

三つ目に、今後、老老介護世帯がますますふえていきます。また、虐待も大きな社会問題となっている今、今回のようなケースは十分考えられる事態であり、行政として市民が安心できるしっかりとしたサポート体制が今後求められていくと思います。さまざまなケースが想定されますが、いわゆる緊急を要する場合、どのような体制で対応していくのか、今後の対応についてお伺いをいたします。

次に、2点目の女性が利用しやすい美濃病院の診療体制について、美濃病院事務局長にお尋ねをいたします。

現在、女性の健康をめぐる社会の状況としては、就労人口は増加したが、まだまだパート勤めが多い。また、仕事だけではなく、子育て、家事、介護などさまざまな責任を持ちながらの生活環境の中、未就労やみずからの健康を振り返る余裕がないことなどから、まだまだ検診率が低いといわれています。

そこで一つ目にお尋ねいたしますが、現在市の行っている検診等に対する女性の受診率はどのようになっていますでしょうか。

二つ目に、美濃病院において女性医師による外来診療を開設されたことが、ことしの市報6月号に紹介されました。女性の健康を応援する上で、また女性ならではの悩みや相談に応じるためにも大変よいことであり、市民の中からも喜びの意見を伺っておりますが、このことによる効果はどのようにあらわれてきているのかお尋ねをいたします。

三つ目に、現在、日本人女性の20人から30人に1人が乳がんになると言われています。その患者数は毎年増加をしております。今日、乳がんは早期に発見できれば、ほとんどが治癒できる病気です。しかし、検診を受ける女性が少ないのが現実です。仕事や家庭の事情でという方も見えますが、こんな意見をよく耳にいたします。

美濃病院での外来診療は、女性医師がいてとっても行きやすくなったけど、乳がん検診は、乳腺レントゲン、いわゆるマンモグラフィー検査の診療放射線技師が男性しかいない。技師の中には顔見知りの市内の男性もおり、裸になり直接乳房をさわられることに嫌悪感や羞恥心が起こり、行きたくてもなかなか行けないという意見です。乳がんの場合、視触診だけでは初期のがんは発見しづらく、検診を受ける女性には必ずマンモグラフィー検査を受けていただきたい。

そこで、女性が安心して気軽に来院し、検査が受けられるよう、ぜひ女性の診療放射線技師を、非常勤でも構わないので派遣してもらえないのかと思うわけですが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしく願いをいたします。

○議長（山口育男君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

民生部長 西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） それでは、古田議員の御質問の1点目、要介護者等に対する緊急時におけるサポート体制について、その一つ目、現在の緊急時における対応はどのような現状になっているかについてお答えをします。

美濃市では、小さい市だからできるメリットを生かしながら、現在、大半の介護サービス

は土曜、日曜、祝日を問わず24時間体制での対応が一年じゅう行われており、さらに市役所におきましても、休日や祝日であっても必ず職員へ連絡がとれる体制をとっておりますので、休日や祝日に要介護者等に何か急を要する事態が生じるようなことがありますても、何も対応ができないということではございません。

御質問の趣旨は、緊急時に何らかの施設に入所しなければならない場合、どうしたらいいのかということかと存じますが、こうしたケースはさまざまでございますが、一概には言えないと思いますが、さきの台風のときも、大型の台風襲来ということで不安に思われました高齢夫婦から相談がございました。御主人が寝たきり状態で、奥さん一人では緊急時に避難ができないということでした。この場合にはお2人で特別養護老人ホームのショートステイを御利用いただくこととしたものでございました。

また、最近では高齢者に対する虐待の問題などもふえてきておりますが、こうした場合は、ケアハウスや養護老人ホームなどに短期入所していただくことで解決を図ってまいりました。

御質問にもありましたように、高齢夫婦の方が入院されるときに、知的障がいをお持ちのお子さんの処遇が問題になることもございます。そうした場合は、知的障がい者施設のショートステイを御利用いただくことも一つの方法かと考えております。

高齢者にまつわる問題につきましては、いろいろなケースが考えられますので、高齢者施設だけを念頭に入れておけば大丈夫というものでもございません。また、本市では、緊急事態が起きたときに、何の対応もできなかったということは今までもございませんし、先ほど申し上げましたように、小さい市だからできるきめ細かな対応に関係者一同心がけております。緊急時に、何らかの施設に入所しなければならない、そういったときは、まず市内の施設にお願いをいたしますが、それがどうしても困難な場合には、他市の近隣施設を探しまして、お願いを申し上げ、対処してまいったところでございます。緊急時の備えのために、決まった施設を何部屋かあらかじめ確保しておくことは難しく、そういう場合には最も適切な施設を全力で探すということに尽きるかと思っております。

二つ目の小規模多機能型居宅介護施設の募集状況についてでございますが、当施設は、平成21年度から23年度までの第4期美濃市介護保険事業計画に基づきまして、昨年7月から認知症対応型共同生活介護施設とともに募集を行ってまいりました。

認知症対応型の共同生活介護施設につきましては、応募いただき、現在施設の建設が進められているところでございますが、御質問の地域密着型の小規模多機能型居宅介護施設につきましては、残念ではございましたが、応募がございませんでした。この施設は、デイサービスを中心として、訪問介護やショートステイにも利用ができ、24時間切れ間のないサービスが利用できるという施設でもございますので、本市にとりましてもぜひとも必要な施設と考えておりますので、今後も引き続き積極的に募集をしてまいりたいと考えております。

三つ目の今後の緊急時の対応についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、土曜、日曜、祝日につきましても、職員とは常に連絡がとれる状態としておりますので、何らかの問題がありましたら、市役所へ電話等をいただければ、連絡を受けました職員

が関係機関等とも連携を図りながら適切な対応が図れるよう最善を尽くしてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君） 古田秀文議員の一般質問の2点目、女性が利用しやすい美濃病院の診療体制についてお答えいたします。

一つ目、現在、市の行っている検診等に対する女性の受診率はどのようになっているかでございますが、現在、市が実施しております各種の健康診査及び検診事業の内容と受診者数は、国民健康保険被保険者の40歳から74歳までの方が対象の特定健康診査のうち、女性受診者数は平成20年度で575人、受診率は25.8%、21年度では720人、32.4%でございます。また、22年度の受診者数は現在のところ614人で、その受診率は27.8%でございます。

次に、女性対象の検診でございますが、地域保健報告の数値によりますと、20歳以上の子宮がん検診は、平成20年度で受診者数585人、受診率は23.0%、21年度では756人で30.4%、22年度は756人で34.8%となっております。

次に、40歳以上の乳がん検診では、20年度は477人、20.3%、21年度は653人、32.7%、22年度は654人で37.4%という推移となっております。

また、40歳以上の5歳ごとの節目に実施しております検診で、骨粗鬆症検診の女性の受診者数及び受診率は、20年度で102人、22.2%、21年度96人、20.2%、22年度は101人、22.7%となっております。

なお、美濃病院で実施しております各種健診業務の受診者数につきましては、人間ドックなど健康診査のうち、女性の受診者数は平成20年度で696人、21年度では851人、22年度は890人と増加傾向でございます。今後とも医療機関として、受診率につきましてはその体制づくりに努めてまいります。

二つ目、美濃病院外来診療に女性医師をふやしたことに伴う女性の受診に効果があらわれているかでございます。

美濃病院では、本年6月から月曜日から金曜日までの外来診療におきまして、診療科は異なりますけれども、女性医師が診療に当たることとなり、広報「みの」により女性医師による外来診療の開設を掲載いたしまして、市民の皆様にご紹介いたしたところでございます。

6月から8月の外来総受診者数につきましては、前年度と比較いたしまして大きな変化はございませんが、診療科別に比較しますと、外科においては、6月から8月までの女性患者数は前年度と比較し42人、率にして約6%の増加となっております。今後も、女性医師による診療を希望される患者様も多くいらっしゃると思われられますので、広くPRしていきたいと存じます。

三つ目、女性診療放射線技師も必要と思うが、検討できないかについてお答えいたします。現在、美濃病院では5名の男性診療放射線技師を採用しており、放射線部門で実施いたします単純エックス線、CT、MRI及び腹部超音波診断などの検査を実施しております。その検査の中の乳がん検診におけるマンモグラフィ検査でございますが、検査の際、放射線技

師は男性であります。補助者として女性看護師が従事するよう配慮しているところでございます。

御質問の女性技師の採用、あるいは他の医療機関からの派遣につきましては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律、いわゆる男女雇用機会均等法に沿って雇用確保に努めてまいりたいと存じます。美濃病院におきましては、当面、現行職員による検査実施となりますが、医療に関する個人情報の保護、秘密の漏えい防止を一層厳守し、適正な医療の提供を継続してまいります。

今後とも、市民の皆様の御要望におこたえできるよう一層努力してまいるとともに、安心して生活できる基盤づくりと、地域から選ばれる満足度の高い医療サービスの提供に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 1番 古田秀文君。

○1番（古田秀文君） それぞれ御答弁ありがとうございました。

2点につき、それぞれ要望を述べさせていただきます。

1点目の要介護者等に対する緊急時におけるサポート体制についてですが、今後ますますの高齢化とともに社会の複雑化が進んでいく中、さまざまな事態が想定されます。施設不足の中、それぞれの事案に対する対応は大変なことだと思っておりますが、できるだけきめ細やかでスピード感ある対応をぜひ今後ともお願いをしたいと思います。

2点目の女性が利用しやすい美濃病院の診療体制についてですが、現在、市内の医療機関の中で、マンモグラフィー検査ができるのは唯一美濃病院しかありません。市民の皆さんの要望と乳がん検診率向上のためにも、女性が気軽に安心して利用できる診療体制をぜひ検討していただけるよう要望をいたしまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山口育男君） 次に、2番 岡部忠敏君。

○2番（岡部忠敏君） こんにちは。

発言通告に基づきまして、認第3号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1点の質疑と一般質問2点を行います。

美濃市国民健康保険税は、平成23年度より平均20%引き上げられました。そして、平成23年度美濃市国民健康保険特別会計の予算の繰越金に2,600万円の計上をしております。しかし、平成22年度美濃市国民健康保険特別会計の決算報告では、歳入歳出の差引額が1億256万円あります。これは平成23年度の繰越金になると考えられますが、この繰越金の予算額2,600万円と決算額1億256万円の差が余りにも大きい。これは本当に保険税の引き上げが必要だったのかを問われますので、その差についてお尋ねいたします。

次に一般質問の1点目、自然災害に対する被災者支援システムについてお尋ねします。

18年前の1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成

し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など一元的に管理できるシステムです。この被災地の経験と教訓、情報化のノウハウを生かした同システムは、汎用ウェブシステムとしてさらに進化、リニューアルし、総務省より全国地方公共団体に無償配付されております。しかし、このたびの東日本大震災前まででは、同システム導入の申請があったのはわずか220ほどの自治体にとどまり、被災した東北地方ではほとんど導入していた自治体がありませんでした。

今回の震災以後、同システムを導入する自治体がふえていると聞いております。災害発生時は、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められております。中でも、家を失った住民が、生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明書です。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この三つのデータベースを突き合わせる必要があります。美濃市においてもこの三つのデータは独立して存在しており、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせるなど、負担を強いることになりかねません。

市の厳しい財政情勢の中で、なかなか情報システム経費まで手が回らない、いつ起こるか分からないことにお金も労力もかけられないといった声もありますが、被災者支援システムは、西宮の市職員が災害の最中、被災した住民のために開発したものです。高いIT能力のある職員が必要なわけでもありません。また、職員が立ち上げ運用すれば、コストもかかりません。新たな設備としては特になく、既存のパソコンがあれば十分対応できると伺っております。今回の震災で、改めて平時からの備えが問われております。そのためには、阪神・淡路大震災の教訓と実績に裏打ちされた同システムを平時に導入・運用していくことが極めて有益ではないでしょうか。現在、市としての被災者支援システムの取り組みについてお尋ねします。

一つ目は、導入予定があるのか。二つ目として、導入された場合、運用時期はいつごろになるのか、また費用についてはどのくらいかかるのかをお尋ねいたします。

次に一般質問の2点目、小・中学校施設の防災機能の向上についてお尋ねします。

学校施設は、児童・生徒の学習、生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要であります。

このたびの東日本大震災においても、学校施設は震災発生直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりましたが、他方、食料や毛布など備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部との連携がとれなかったなどなど、学校施設の防災機能についてさまざまな課題が浮かび上がってきました。

文部科学省は、ことしの7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言を取りまとめました。学校施設が災害時に子供たちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されております。

災害は待ってくれません。美濃市においては学校施設の耐震診断結果が公表されており、美濃北中学校の校舎、体育館以外の施設については耐震性があると判断されております。避難所としてのさらなる防災機能を備えた学校施設を整備する取り組みが必要と考えられております。具体的な事業として、避難所用の電話、ファクスの設置、マンホールを利用した仮設トイレの整備及び非常用の自家発電装置の設置などが上げられますが、現在の取り組み状況についてお尋ねします。以上です。

○議長（山口育男君） 民生部長 西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） それでは、岡部議員の質疑、認第3号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書によると歳入歳出差引額が1億256万円である。結果からすると、平成23年度では国民健康保険税が平均20%引き上げられているが、本当に必要な引き上げだったのかについてお答えをいたします。

平成22年度の決算につきましては、歳入合計が25億4,375万8,000円に対し、歳出合計は24億4,119万5,000円で、歳入歳出の差し引き残高は1億256万3,000円となり、この分が平成23年度への繰越額となったところでございます。しかし、この1億256万3,000円の繰り越しにつきましては、平成21年度からの繰越金6,606万9,000円も含まれ、また平成22年度に国から交付を受けました療養給付費負担金が、予定では3,893万1,000円ほどが過払いと見込まれおり、この分につきましては平成23年度に国へ返還する必要があると見込まれますので、こうした点を差し引きますと実質はマイナスということになってまいります。

歳入でございますが、歳入では主に国庫支出金、県補助金等が増額され、予算現額に比し1,249万円の増額となりましたが、これは美濃市における平成22年度の急激な医療費の増加により、国の療養給付費等負担金、あるいは県の特別調整交付金等に対する補てんによるものが大きいと考えております。

一方、歳出では、主に保険給付費、保険財政共同安定化事業拠出金、予備費などの減額によりまして、予算現額に比し約9,007万円ほどが減額となったところでございます。特に、平成22年度におきましては保険給付費の伸びが大きく、平成22年3月から11月までの9ヵ月間の医療費が対前年比で109.2%となり、その後はやや落ちつきましたが、平成22年度全体の給付の伸びは対前年比106.8%となり、これは県下42市町村の中でも5番目に高い伸びとなったところでございます。中でも高額医療費は、平成22年度対前年比で123.78%と大きく増加しており、1ヵ月100万以上の医療費を見ますと、がん、白血病などの悪性新生物や脳動脈瘤、脳梗塞などの脳血管疾患が多く、医療の高度化、医療費の高額化が大きな要因と言えらると思っております。

なお、国保財政を安定化させるための財政調整基金につきましては、平成19年度には1億5,000万ほどございましたが、赤字補てんのために毎年取り崩した結果、平成22年度末の基金残高は3,918万8,000円で、国保事業の健全な経営が困難な危機的な状況となっております。平成23年度の見込みとしましては、医療費の伸びを対前年度比105%と積算しまして、これにより約1億9,000万ほどの財源不足が予測され、特例的な措置といたしまして、一般会計

から7,500万円を補ってんしても、なおかつ財源不足を補えないことから、保険税の平均20%の引き上げをさせていただいたところでございます。

国保運営につきましては、低所得者が多数を占めるなどの構造的な問題や高齢化による医療費の増、不況による保険税の減少は避けられないものでございまして、被保険者の負担や市の財政にも限界がございますので、不足分は国の財政支援や都道府県単位での広域化に向けた早期実現につきまして、全国市長会等を通じまして国の方へ要望してまいりたいと存じます。

市の広報につきましても、保険税につきましては5月1日号、あるいは8月1日号に、また特定健診につきましても8月15日号に掲載しておりますが、今後も引き続き広報等で啓発を進めるとともに、医療費の抑制を図って保険税を少しでも低くできるようにすることや、特定健康診査の受診率を向上させることはもちろん、特定保健指導、病気の早期発見、早期治療などに今後も一層努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りまして質疑の回答とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 総務部長 梅村健君。

○総務部長（梅村 健君） それでは、岡部議員の一般質問の1点目、自然災害に対する被災者支援システムについてお答えいたします。

このシステムは、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の折、時々刻々と被害が拡大していく中、西宮市の情報システム担当職員が日常業務をこなしながら被災者を支援するシステムを構築し、被災者支援や復旧・復興業務に大きな力を発揮いたしました。その後、改良が積み重ねられ、現在の内容となっております。

被災者支援システムは、被災者の氏名、住所等の基本情報や、家屋を含む被災状況全般を管理するもので、罹災証明の発行を初め、被害状況や避難先住所等の連絡先、福祉情報などが含まれております。また、そのほかにも各種支援制度との情報の共有など、総合的な管理が可能となるシステムでございます。

全国的に自然災害が頻発する一方で、安心・安全に対する住民の関心が高まり、もしも大規模な自然災害に見舞われたときに、直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくことが地方公共団体の大きな責任となっております。

そこで一つ目、被災者支援システムの導入予定につきましては、住民情報がベースとなることから、個人情報保護も含めまして、現在、財団法人岐阜県行政情報センターと導入時期などについて協議中でございます。また、費用面につきましては、被災者支援システムのソフトは、無償提供がなされておりますが、導入にどれほどの経費が必要かも含め検討をしている次第でございます。そうしたことから、10月に岐阜県行政情報センターでは、県下の導入希望市町村を対象にシステムについての説明会を開催することとしており、当市も参加する予定といたしております。

次に、二つ目の被災者支援システムの運用時期についてでございますが、導入と同時に運用が可能となりますので、できるだけ早い段階に運用できるように検討をしてまいりたいと

考えております。

次に質問の2点目、小・中学校施設の防災機能の向上について、避難所用の電話、ファクスの設置、マンホールを利用した仮設トイレの整備及び非常用自家発電装置の設置などができないかについてでございますが、学校は、地震、台風、豪雨等の災害発生時におきましては、児童・生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所となります。本年3月に発生しました東日本大震災におきましても、学校施設が避難場所として利用され、地域の防災拠点として評価されております。美濃市地域防災計画におきましても、避難所として美濃北中学校以外の各学校施設も指定し、さらに避難所の拠点施設として位置づけをしております。また、美濃北中学校においては、県が土砂災害警戒情報を感知する施設を設置しており、危険と判断されると県より市に情報が伝達され、地元にお知らせすることとなっております。

文部科学省は、本年3月に発生した東日本大震災の被害を踏まえた学校施設整備についての緊急提言を7月に取りまとめ公表いたしました。御質問の避難所用の電話、ファクスの設置、マンホールを利用した仮設トイレの整備及び非常用の自家発電装置の設置などにつきまして、今後の対策例として紹介をされております。主な対策例の内容を申し上げますと、子供たち、想定避難者数などに応じ、食料、水、防寒具、毛布、携帯トイレ、可搬式発電機などの物資備蓄、トイレ関係として汚水貯留槽の整備、マンホールトイレの設置、防災無線、災害時有線電話の設置、蓄電機能等を備えた太陽光発電設備の整備、プールの浄水装置、避難場所の断熱性能の確保など、多くの設備、物品が上げられております。このほかにも、災害弱者に配慮したスペースの確保、女性のプライバシーに配慮した整備なども含まれております。

現在、市としましては、市役所及び各地域ふれあいセンターを拠点として、地域の災害情報、避難状況などの情報収集及び伝達を実施する体制を整えております。また、防災備蓄品としての食料、毛布を主体に、市役所、道の駅美濃にわか茶屋、洲原防災コミュニティセンター、上牧地域ふれあいセンター、藍見防災コミュニティセンター、中有知防災交流センターなどを中心に整備を進めておりますが、各学校施設におきましては、避難所の拠点施設でございますので、防災備品について教育委員会とも協議をしながら、今後計画的に必要な配備を検討させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（山口育男君） 次に、13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 私は、一般質問3点を行います。

1点目は住宅リフォーム助成制度の創設を求める質問でございます。

深刻な不況のもとで、市内の建設業者も先の見通しがなく、大変苦しんでおられます。私の知っている大工さんのAさんは、市内には仕事がないので、名古屋方面まで泊まり込みで行っておられる、そういうことであります。また、Bさんは、仕事がないので廃業を考えざるを得ないと言われております。地域の中小零細業者はものづくりの宝でもあります。そう

した方々の仕事起こしを行政が手伝えることで、地域経済の活性化につながり、美濃市そのものが元気にもなります。それが住宅リフォームの助成制度であります。この制度は、市民が市内施工業者に依頼して行う住宅リフォーム工事に対し、工事費の一部を助成するものでございます。全国では今年6月時点で330の自治体が、県下では八つの自治体の実施しております。

例えば、既に行っております美濃加茂市の場合、対象者は美濃加茂市民で、市税や負担金などを滞納していない人。対象住宅は、市内の個人住宅や集合住宅。対象工事は、1. 住宅の増築、改修、模様替え、2番、工事費が20万円以上になる工事、3番、美濃加茂市内に本社がある事業所や市内で事業を営む個人事業者で、助成額が工事費の10%に相当する額で、10万円を限度としております。

郡上市では、50万円以上の修繕や増築工事について、1件30万円を限度に工事費の5分の1を助成しております。可児市なども実施しており、市民や業者などからタイムリーでいい制度だと喜ばれており、郡上市などは、事業者がチラシをつくり宣伝されております。

それでは、この助成制度の経済効果はどうでしょうか。美濃加茂市の実績では、昨年12月から今年7月までに申請件数で78件、助成額260万円、工事契約額1億4,000万円、これが経済効果となります。郡上市は新聞にも載っておりましたが、リフォーム助成満杯という記事であります。申し込み180件を超す、補正予算に追加へ郡上市とありました。記事の内容では、当初予定していた5,000万円の補助枠は早くも埋まり、創出された需要は5億2,000万円に上がる。市は補正予算をさらに5,000万円を計上し、補助対象も拡大するとあります。この記事を読んで、市長はどう思いますか。

可児市の場合、昨年4月から10月までの実績では、申請件数326件、助成額約2,400万円、工事契約額約4億7,000万円、請負事業者87社のうち73社が小規模の事業者。工事契約額100万円から300万円が118件、これは36%になります。50万円から100万円が93件で29%などとなっております。実施している自治体ではどこでも経済効果は10倍から、あるいは15倍になっております。市内事業者の仕事起こしにこんなタイムリーな制度はあるでしょうか。

そこで質問1点は、市内に建設事業者は何軒あるのか。

2点は、それらの事業者の売り上げは現在伸びているのか。

3点目は、住宅リフォーム助成制度は地域経済の起爆剤になると思うが、助成できないか質問をいたします。

次に、質問の2点目でございます。

(仮称)池尻笠神工業団地計画についてであります。

この計画は、平成18年ごろに話があり、これまで工業用団地開発可能性調査が行われてきました。計画の概要は、開発面積が約83ヘクタール、関市分18ヘクタール、美濃市分65ヘクタールで、分譲面積は約43ヘクタール、この大きさはテクノパークの1.75倍になるようになります。

また、工業団地の周辺の道路計画は、都市計画道路下切・坂田線を改良し、幅員13メートル

ル、両歩道3メートル、車道7メートルの道路をつくる計画で、総事業は約127億円。そのうち公費負担分は、都市計画道路と上水道で約5億1,000万円になるようですが、都市計画道路は国の補助が2分の1ぐらいありますが、上水道は市の負担となるようであります。この公費負担分を引いた分譲事業費は約122億円となり、分譲単価は坪約9万3,000円になるようであります。

先般の全員協議会の席で、担当課から地質調査、地下水の調査、地形図作成調査など基本調査を平成23年度から24年度にかけ行いたい。概算事業費は約1億2,800万円で、費用負担は、県の土地開発公社が3分の2、残りの3分の1を関市と美濃市が面積割合で負担する。9月の補正予算では、約1,443万円と債務負担行為で2,233万4,000円の予算を計上したいと説明があったところであります。

そこで1点目として、まず既に建設されておりますテクノパークにかかった市費はどのくらい要ったのか。企業からの税収、また市内の雇用状況など検証し総合的な総括をすべきでないか、このように思います。

かつて、テクノパークができれば美濃市の若年層の雇用の場ができると宣伝されましたが、ふたを開けたら、企業の中にはロボットを使い雇用を減らしたとか、初めは本社からの出向が大半であり、思ったほど期待ができなかったことがありました。私は当時市内の雇用状況を問いましたが、企業が教えてくれないとの理由であいまいになったことを思い出します。

また、平成17年の6月議会で、テクノパークについてどうであったのか総括を要求したところ、答弁では、全区画での操業が開始された時点で総括し、議会にも報告をするとの答弁がされましたが、いまだにありません。まず総括することが先決だと思いますが、いかがでしょうか。

2点目として、工業団地開発可能性調査や企業の需要調査結果はどうであったのか。特に、多額なお金を掛けてせっかく造成しても、企業の進出が見込めるかどうかは決定的であります。最近では、全国的にも企業誘致に力を入れているところは少ないようです。テクノパーク当時はバブル経済の前で、企業からの問い合わせも多くあった時期と比べると、今日の経済状況は深刻です。そうした見通しは心配ないのか、お尋ねをいたします。

また3点目に、基本調査を行う前に、県が県営事業として財政的に責任を持つとの確約が前提条件ではないかということについて質問いたします。テクノパークの1.75倍と広大で、総事業費も約127億円もかかる、美濃市にとっては大型事業であります。そんな事業を県の確約がとれないままに見切り発車することは許されません。市長は全員協議会で、県ができるだけ負担するよう努力すると言われましたが、努力だけではだめです。はっきり県がどれくらい負担するか確約をとってからスタートを切るべきだと思います。市の厳しい財政は御承知のとおりであります。財政負担の不明確な大型事業は着手すべきでないと思いますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

3点目に、生活保護行政についてであります。

1点目は、生活保護申請時の窓口業務の対応は、相手の気持ちに思いを寄せた対応が必要

ではないか、質問いたします。

この問題は、最近私が体験したことですが、美濃市の窓口対応は他市と比べ、できるだけ保護を受けさせないような対応の仕方ではないかというふうに感じました。

Aさんの場合、7月に市役所の窓口にご相談したら、他の制度で住宅手当をもらっているから、その手当が切れる8月にならないと生活保護の申請ができないと言われたと相談がありました。そのようなことが生活保護法に書いてないにもかかわらず、申請書も出せなかったようです。そのときに、Aさんは所持金が557円しか持ち合わせていませんでした。その後、改めて市役所に足を運び、申請書に記入して審査され、生活保護の受給に至りました。

また、Bさんの場合は、6月に申請されましたが、年齢も若いし、今の健康状態なら働けるとして、ハローワークでの職業訓練を勧められ申請を却下されました。Bさんは、持病のぜんそく、アトピーがあり、病院へ治療のため入退院を繰り返しておられました。早速、市の窓口と話し合いを持ちました。私のような素人でも、一目見ただけでこの方の健康状態は今働ける状況かどうかわかりました。ただ年齢が若いから働けという指導は、根本的に誤っております。

生活保護法では、第1章（総則）の第1条で、この法律の目的を明確に述べております。この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。また、第2条では、すべての国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を無差別、平等に受けることができる。第3条では、この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされ、第2章の保護の原則中、第9条は、保護は要保護者の年齢別、性別、健康状態などを考慮し適切に行うものとするとあります。要するに、生活に困窮する市民に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障する、これが生活保護法の趣旨と思いますが、どうでしょうか。

まず、要件が満たされていた場合には、速やかに保護を行うことが第一であります。その後、自立できるよう援助することではないでしょうか。Bさんは、他市では若い方も生活保護が受けられると聞いたから、美濃市でも受けられると思われたようであります。若いからまず職安で職業訓練をとるか、就職活動が足りないからなどというのはもってのほかです。こんな窓口の対応は、生活保護法を遵守し、相手の気持ちに思いを寄せた対応ではありません。これまでの対応をどう思っておられるのか質問いたします。

2点目は、保護が決定し、保護費が支給されるまでの二、三週間の生活費に充当するつなぎ資金の創設をすべきではないかと思っておりますので、そのことについて質問いたします。

生活保護を申請される少なからぬ方は、生活に困窮し、きょう、あすの生活ができない環境であります。2人の方も米も食べるものもない、こういう状況で、私は3日間夕食を運んであげました。保護費が支給される間、市がつなぎ資金を支給すれば本当に助かります。他市では実施しているところもあると聞いておりますが、ぜひその点についても検討をお願い

したいというふうに思います。その点、よろしく御答弁のほどお願いしまして、私の最初の質問を終わります。

○議長（山口育男君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時03分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、住宅リフォーム助成制度の創設についてお答えをいたします。

一つ目の、市内に建設事業者は何件あるのかについては、総務省統計局の平成21年度経済センサスでは、市内の建築工事業、木造建築工事業及び大工工事業で53事業所があります。

二つ目の、事業者の売り上げは伸びているのかについては、関信用金庫の平成23年度6月期の地域内景気動向調査の建設業では、4月から6月の実績は「よい」「ややよい」が約7.3%、「普通」が58.5%、「やや悪い」「悪い」が34%との結果です。前回調査時より、業況判断D Iが10.9ポイントのマイナスとなっており、7月から9月も4月から6月と変わらない状況であるとの予測が出ております。

三つ目の、住宅リフォーム助成制度は地域経済の起爆剤になると思うが、助成できないかにつきましてお答えをいたします。

現在、美濃市の行っている住宅リフォーム関係の助成につきましては、福祉部門では、介護保険による住宅改修事業で限度額70万円の助成事業がございます。また、都市整備部門では、木造住宅耐震補強工事費補助金が限度額84万円、美濃市らしい住まいづくり改修事業が限度額200万円などの助成事業がございます。市では、個人住宅向けの助成制度以外に賃貸共同住宅等の建築奨励制度、優良住宅敷地供給促進補助制度など、幅広く住宅関連助成事業を進めております。

平成23年第2回的美濃市議会定例会で、請第1号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願が提出されましたが、本会議での産業建設常任委員会委員長報告では、請願の制度は、リフォームしたくてもお金がない人は利用できない。以前、販売されたプレミアム商品券だと、参加するどの店でも使ってもらえ、地産地消的なものではないかと思う。この制度は、お金を持っている方しか利用できないのではないかと思うし、建築関係者に属している業者の方しか恩恵がないということで不採択とするという報告がなされ、本会議で不採択となっておりますので、議会における請願の不採択は大変重いものがございます。市といたしましては、厳しい地方経済の中、元気な美濃市づくりのため景気回復と、その振興を図るような施策についてさらなる検討を進めたいと思っております。御理解を賜りますようお願いいたします。

次に2点目、（仮称）池尻・笠神工業団地計画についての一つ目、美濃テクノパークにか

かった市費、税収、市内の雇用状況など総合的に総括すべきではないかについてお答えをいたします。

美濃テクノパークは、市で初めての県営工業団地として、平成2年から約45ヘクタールの規模で開発をスタートし、平成4年度に第1期、平成7年度に第2期工事が完了し、現在11企業が操業しています。

総事業費は約72億6,000万円であり、県土地開発公社が用地費及び本体工事費等に約66億円を投資しております。市が負担した額は、都市計画道路下切・坂田線の築造費に約1億円、上水道、公園の整備、河川改修及び文化財調査等に約5億6,000万円となっております。これに対して、美濃テクノパークができたことによって市が新たに得ることとなった税収は、平成6年から平成23年までの合計で、土地、家屋、償却資産の固定資産税及び法人市民税を合わせて少なくとも約17億円となっております。

次に、雇用につきましては、平成22年10月に実施した美濃テクノパーク進出企業従業員調査によれば、11企業全体でパート、派遣を含め631名、そのうち市内居住者162名が雇用されているという結果が出ております。

したがって、総合的に総括すれば、美濃テクノパークへの企業誘致に伴う経済波及効果、新たな雇用の場の確保、市の財政への効果等大きな波及効果がもたらされていると断言することができます。

次に二つ目、工業団地開発可能性調査や工業団地計画における工場用地需要調査の結果についてお答えいたします。

(仮称)池尻・笠神地区工業団地基本構想策定業務、いわゆる工業団地開発可能性調査につきましては、市内に工場用地として活用できる適地が少なく、新たな工場用地の確保が急務の課題であることを踏まえ、工場用地の整備に向け基本構想を立案することを目的に、平成20年度に関市、美濃市の両市で実施をいたしました。

(仮称)池尻・笠神地区工業団地については、近年の中部地域の大規模工場の立地動向、企業誘致業種等の分析を行った上で、企業立地規模の想定をもとに複数の計画案を作成し、その中から投資によって得られる成果などの事業規模の効率性、目的地や高速道路インターチェンジまでの距離などの交通利便性、投資額から割り出される分譲可能単価等の総合判断により、開発規模約83ヘクタールの現計画を選定しました。

次に、工場用地需要調査につきましては、新規工業立地の動向を探り、工業団地開発のための基礎資料を得ることを目的に、昨年県土地開発公社が実施しました。

本調査の結果によりますと、中濃地域においては、サブプライム問題以降の平成20、21年度であっても、毎年一定の工場立地が見られ、この継続的な立地は、周辺に一定の産業集積を有する中濃地域においては今後も続くと考えられ、県内移転企業の跡地が新たな工業用地として再利用されることを考慮しても、一定の新規工業用地需要が毎年発生することとなるというものであります。この考え方により計算した場合、平成30年度までに発生する新規工業用地需要は44ヘクタールと推定されることとなります。なお、新たな工業団地の開発規模

は約83ヘクタールとした場合の平場面積は約43ヘクタールであり、これに見合う需要があるとの結論が出ております。

また、本調査では、購入希望価格の調査も行っており、分譲価格は豊田市と名古屋市からの時間、距離、高速道路インターチェンジまでの距離及び県内の既存の工業団地分譲価格をもとに統計的な手法で分析すると、分譲価格は9万2,800円と推定されることとなっております。なお、これらの結果を踏まえつつ、今後実施する基本調査等で詳細な検討を行って課題を整理し、適正な事業計画を定める必要があると考えております。

次に三つ目、基本調査を行う前に、県営事業として県が財政的にも責任を持つとの確約が前提条件ではないかについてお答えをいたします。

この工業団地開発計画に関し、岐阜県議会の平成23年6月定例会において、知事は「現在の県の財政状況からすべて県営事業として開発することは困難であると考えており、美濃市・関市両市との共同事業として開発を進めていくということにならざるを得ないのではないかと考えている」と、その旨答弁されました。市としましては、これまで県営事業として採択してもらうよう県に要望してまいりましたが、県営事業として本体事業費のすべてを県に負担してもらうことは困難ということになり、県、関市、美濃市、県土地開発公社の共同で実施することを前提とする必要が出てまいりました。

本市では、雇用情勢の厳しさのため、特に若年層が市外へ流出し、人口減少や少子・高齢化が進んでいるところから、現在まで美濃テクノパークなど優良な工場用地の開発を行い、雇用の確保に努めてまいりました。市内での雇用者数はまだまだ不足しており、若者の雇用が確保できるよう、新たな工業団地の確保が急務となっているところであります。雇用創出による地域の活性化や財政基盤の安定を推進するためにも、早期着手すべき重要施策であります。

このような状況の中で、まず基本調査等を実施し、事業実施の可否、規模等の検討を慎重に議論していきたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁といたします。

○議長（山口育男君） 民生部長 西部真宏君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部真宏君） それでは、塚田議員の御質問の3点目、生活保護行政についての一つ目、生活保護申請時の窓口対応は、相手の気持ちに思いを寄せた対応が必要ではないかについてお答えします。

健康福祉課の窓口には、毎日多くの市民の方がお見えになりますが、その際、窓口の職員は市民のお話を十分にお聞きし、相手の立場に立った親切な対応に努めるよう心がけているところでございます。

特に、生活に困窮され、生活保護に関する御相談に対しましては、御本人の収入の状況ですとか、貯金、あるいは処分できる資産等の有無、健康状態、就労等による能力活用、あるいは親や子、兄弟姉妹等の親族の皆様方からの援助や、他の制度、施策等の活用方策はないかなど、御本人を交えながら、御本人の考えや意向をお伺いしながら総合的に検討してまい

っております。こうした中で、どうしても生活の維持が困難と思われるような場合は、申請の申請の手続きをとっていただき、保護の要件を満たすかどうかなどの調査を実施いたします。申し上げるまでもなく、申請されるかどうかにつきましては御本人の意思が最優先してまいります。

議員からお話のありましたAさん、Bさんともに以前から生活相談に見えておきまして、お話を十分お聞きした上で、住宅手当の受給と社会福祉協議会による融資を受けられまして、当面の生活を維持しながらも積極的に就労活動を行っていただき、自立した生活が送れるようにと、それまでの間、ハローワークとも連携を図りながら助言、指導に努めてきたところでございます。

生活保護法第1条から第3条及び第9条の御説明がありました。生活に困窮する市民に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するのが生活保護法の趣旨との御指摘でございますが、全くそのとおりでございますし、市はこれまでも法を遵守した生活保護業務を行っており、今後も同様でございます。

次に、御質問の二つ目に、保護の支給までの二、三週間の生活費に充当するつなぎ資金の創設をすべきでないかということでございますが、これにつきましては、生活保護の決定は申請書受理後2週間以内に行うことになっており、ただし調査に期間を要する場合につきましては30日以内とされております。しかしながら、特に急を要する場合等につきましては、まず先に緊急による保護の決定を行い、その後調査を実施するなど適切な対応に努めているところでもございます。

議員お尋ねのつなぎ資金につきましては、社会福祉協議会において緊急小口資金の融資制度を設けられているところもございますが、市におきましては、こうした制度を設けられているところはありません。したがって、こうした制度を新たに設けることは考えておりませんが、万が一その日の生活が窮迫するような場合には、法外援護金の活用なども方法の一つと考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔13番議員挙手〕

○議長（山口育男君） 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げたいと思います。

1点目の住宅リフォームの助成を求めた質問に、売り上げについての答弁がありました。特に建設業界は、数年前からの公共事業の抑制策が影響しているというふうに思われます。やはり地域が元気になるには、行政がてこ入れし、市民の皆さんへの仕事起こしが重要ではないかと感じました。

また、住宅リフォームに係る助成制度も言われましたが、そうした制度の上にも住宅リフォームの助成制度は非常に効果がある事業でございます。これは、既に実施している自治体では証明済みでございます。

そこでまず、現在、郡上市や可児市、美濃加茂市が実施をしておりますが、そういうとこ

ろの状況などをこれまで調べたことがありますか。その点について質問いたします。

そして、答弁で述べられた、この住宅リフォームを実施しない一番の要因は、3月の議会で請願が否決されたこと、このことを上げられております。否決の理由で述べられていることは、一部の業者しか恩恵がないとか、お金がない人は利用できないとの言い分で、要するに不公平だということでもあります。それでは、市が実施する事業や施策で、すべての市民が恩恵を享受できるものはあるでしょうか。例えば、伝建地区の町並み整備は、該当する地区の住民のみが恩恵を受ける事業です。また、子供の医療費の無料化でも、子育て中の世帯が恩恵を受けられる制度です。下水道の料金引き上げでも、水洗化されている世帯のみがかぶさってくるものであります。この世の中にはいっぱい不公平なことがあります。

また、反対理由に一部の業者とありましたが、建設業者はもちろん、関連する大工さんや板金、左官、塗装、電気、ガス、水道など建設関連業者にも仕事が回り、市が助成することで市民の皆さんのやる気を後押しする制度であります。不況で営業が厳しい建設業界に市民がリフォームを行えば、確実に地域経済が活性化になります。建設業者に回ったお金は再び地域で消費され、商店も潤うことになり、市の税収増にもつながります。この制度を取り入れずして、どうして疲弊した地域経済を活性化することができるでしょうか。下水道の水洗化や住宅の耐震補強工事が進まないことは、市の頭の痛いことですが、住宅リフォーム制度を活用すれば、おのずと道が開けてきます。否決された理由は、すべて論破できる内容であると私は思います。ぜひ制度の創設を実施されるよう、再度質問をいたします。

2点目の（仮称）池尻・笠神工業団地計画についても再質問をいたします。

1点目のテクノパークの総括について、議会で指摘される前に、もっと早く話があってもしかるべきだと思います。答弁では、テクノパークに投じた市の負担は約5億7,000万円で、雇用は631名のうち市内が162名と2割強の数字であります。確かに税収は17年間で17億円と一定の税収増につながっておりますが、雇用が3割に満たない数字をどう分析されているのか。また、雇用形態はどうか、再質問をしたいと思います。

2点目の、県が行った企業の需要調査の答弁がありました。私も、企業誘致課長さんに話を聞いてまいりましたが、岐阜新聞にも掲載されておりますが、工業団地としての方法は3通りあり、一つは来る企業を探してから始める、二つ目は分割して工事を進める、三つ目は規模を小さくする。今後この3案を検討していくが、できるだけリスクが少ない方法を検討したい。需要動向は将来のことで、円高が続けば不確定な要素も出てくると言われておりますので、企業誘致の可能性についても慎重に議論する必要があると私は思います。

3点目は、県の財政負担の問題であります。

県と共同で実施する事業で、財政負担が不明確で、市の負担がどれぐらいなのかわからないような不確定なもとで工業団地のような大型事業をスタートさせてもよいのか、これについても再質問したいと思います。

3点目の生活保護行政については、要望しておきます。

答弁で、窓口の対応は生活保護法に基づいて業務を行っているとのことでしたが、特にB

さんの場合は、アトピー、ぜんそくの持病があり、以前外出時に倒れられ、その場で動けなくなり、救急車で運ばれたことがあったようであります。そんな方にもハローワークで求職活動をするように勧められ、保護は受けられませんでした。だれでも体が丈夫であれば、働いて自分の力で生活したいと思います。体が弱く、働けるような状態ではなかったから、保護の手続に来られたわけです。保護の要件を満たしていれば、速やかに保護を行うことが先決であります。窓口の対応は、いろいろなケースがありますが、Bさんの場合は緊急に保護を行うべきであった、このように思います。

また、2点目のつなぎ資金の創設については、法外援護金で対応するということではありますが、援護金だけでは不十分です。もっとしっかりした形にしていかなければならないと思います。今後、ぜひ検討していただくよう要望を申し上げておきます。

また、緊急な場合は交付費の支給までの手続を早くしていただくよう、あわせて要望いたしまして、私の2回目の質問を終わります。

○議長（山口育男君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問の住宅リフォーム助成制度の創設についてお答えをいたします。

一つ目の、実施している他市の状況を調査したことがあるのかどうかについてでございますが、郡上市、美濃加茂市、可児市について調査を行っております。郡上市につきましては、平成23年2月1日から平成24年3月1日受け付けまでの期間を予定していましたが、9月30日をもって終了される予定であります。美濃加茂市については、平成23年1月1日から平成24年3月31日受け付けまでの期間で実施されております。可児市につきましては、平成22年4月1日から平成23年12月28日受け付けまでの期間で実施されています。

二つ目の、議会が請願を否決したことは重いと言われたが、その理由は実施しようと思えばすべて論破できるのではないかと、こういう御質問ですが、先ほど答弁いたしました、議会における請願の不採択は大変重いものである、御理解を賜りたいと思っております。

次に、2点目の一つ目、美濃テクノパーク進出企業従業員調査結果について、631名の内訳と同じテクノパークの従業員のうち、美濃市内居住者が少ないのではないかとのお尋ねがございましたのでお答えいたします。

同調査によれば、11企業全体の従業員数は631名となっておりますが、その内訳は正社員491名、パート68名、派遣72名となっております。全体の約7割を占める正社員は、491名のうち市内居住者が116名、関市居住者が139名、その他地域が236名となっております。正社員の募集に関しては、企業において広域で採用活動が行われるため、このような広がりが見られるものと思われ、また、正社員の従業員数について、市内居住者は関市居住者に比べまして若干見劣りするものの、両市の人口比率で見ますと決して少ない数字ではないと考えられます。なお、パートについては、68名のうち市内居住者が40名で約6割を占めており、十分地元雇用に貢献していると言えます。

次に、二つ目の財政の厳しい中、市の負担割合が不明確な事業を進めるべきではないので

はないかというお尋ねがありましたのでお答えいたします。

(仮称)池尻・笠神地区工業団地開発計画に関しては、調査において、当初100%県営でお願いしたい旨を要望してまいりましたが、先ほど申し上げましたように、美濃市、関市で3分の1を負担することとなりました。

また、県営事業として、全体事業を100%県にお願いするよう要望をしてまいりましたが、県の財政状況や方針もあり、県、両市及び公社は共同で工業団地開発事業を実施することを前提に、基本調査等を実施するところまで進めてきたところでございます。基本調査等の結果により、事業実施の可否を判断することとなりますが、市の負担割合については、県、関市、県土地開発公社と連絡調整会議の場で、開発のリスクも含め、十分議論していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いし、再質問に対する答弁といたします。

[13番議員挙手]

○議長(山口育男君) 13番 塚田歳春君。

○13番(塚田歳春君) 今の住宅リフォーム制度と工業団地については、再々質問を行います。

まず、住宅リフォーム制度についてであります。

1点目の他市の調査について重要なことは、この制度の評価をどう分析されているか、これが重要でございます。そのことについては聞かれたのかどうか、もう少し答弁をお願いします。

私も、独自に3市に問い合わせしてみました。郡上市は、助成額の10倍くらいの効果があったらというふうに言われております。可児市は、これまでに669件の申し込みがあり、経済効果は大変大きかったというふうに担当課は言われております。美濃加茂市は、いい制度でよかったが、残念ながら申し込みがそんなに多くなかった。だから、補正予算を組む心配はなかった、こんなことを言われております。

特にその中でも、郡上市の場合には、ことしに入り申し込みが殺到し、1月の補正で1,000万円、4月には4,000万円、6月には5,000万円、8月に3,000万円追加され、1年で約1億3,000万円の予算を追加されました。それだけこの制度は市民に利用され、業者にも歓迎されている制度ですが、残念ながら郡上市の場合は今月で終了の予定でございます。

このような大きな経済効果が期待できる制度であります。ところが、市は、今の答弁のように議会が否決をしているということを最大の理由に、制度の創設に拒否する立場を続けられております。

4月に選挙が行われまして、議員定数も少なくなりました。顔ぶれも変わっております。また、半年間の情勢の変化もございます。ですから、執行部の考えをこの際ぜひ聞かせてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目の工業団地計画についての答弁では、今後負担割合を議論していきたいということですが、私が質問で聞いているのは、負担割合が不明確な現時点で、こういうような大型事業を進めてもいいのかどうかということを知りたいんです。これは今後の問題で、

共同事業で行うために、県の負担、あるいは美濃市の負担、また関市の負担、わかりません。しかし、一たん基本調査をやれば、これはこの事業のスタートを切った。しかし、本体工事の負担割合は幾らになるかわからない。こういう不明確な時点で私はこの事業を始めるべきではない、このように思いますので、その点答弁をよろしくお願いします。

○議長（山口育男君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再々質問の住宅リフォーム助成制度の創設についてお答えをいたします。

塚田議員の再々質問の1点目、3市ともなぜ期限を切って終了されるのか、また助成制度の評価はどうであったのかについては、他市の状況でもありますので、議員のお話にもあったように、はっきりしたことはわからないと。財政のこともあり、一時的な景気対策として行っていると、こういうようなことが言われるのではないかというふうに思っているところです。また、評価につきましても、事業の途中ですので、まだどのように評価するかについては私は正確にはわからない、このように思っています。

再々質問の2点目の執行部なりの考え方をこの際聞かせてもらいたいについては、先ほども答弁いたしました。議会における請願の不採択は大変重いというふうに思います。市としては、景気の回復の重要性は十分認識しており、対策が必要であることはわかっております。景気対策についてはこれだけではないので、他の各種の対策を含めて景気浮揚を図ってまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、財政の厳しい中、市の負担割合が不明確な事業を進めるべきではないのではないかとこの再質問についてでございます。

基本調査等の結果により、調査を進め、事業実施の可否及び事業主体、負担割合等を検討していくこととなります。県と市では、財政規模に格段の開きがあるので、市の負担割合については、市の立場を十分説明し、市としてはできる限り市の財政の負担とならないようお願いしていきたいと、このように思っております。

第5次総合計画では、強い経済のまち、また雇用や人口対策としても（仮称）池尻・笠神工業団地を位置づけております。2020年に開通予定の東海環状自動車道の開通を視野に、美濃市の活力と発展のために、そのインフラとして県、関市、美濃市で共同してこの事業を調査し、その方向性を出すことは、大変私は重要というふうに思っているところでございます。

今後は、県、市、関市、土地開発公社と連絡調整会議の場で市の立場を十分説明していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（山口育男君） 次に、6番 太田照彦君。

○6番（太田照彦君） お許しをいただきましたので、2点につきまして一般質問をいたします。

最初に、特産品「仙寿菜」の消費拡大に向けた取り組みについてお伺いいたします。

美濃市ホームページに記載の農業情報統計によりますと、昭和30年には3,097軒の農家があったのに対し、6年前の平成17年では712軒と、実に当時の77%の方が離農した計算とな

ります。また、同資料によりますと、そのうち一般サラリーマンの平均年収に近い500万円以上を販売している農家数は14軒、全体のわずか2%弱であります。美濃市の農業はまさに危機的状況にあると言っても過言ではありません。

美濃市における農業の衰退は、農業者の高齢化、担い手不足、農作物価格の低迷に伴う耕作意欲の低下など、全国的に取りざたされる農業の構造的問題とあわせ、山林を多く抱える地域特性から、鳥獣被害の問題も加わり、これらを一つ一つ解決していくことが緊急の課題であることは言うまでもありません。

さて、平成23年度、施政方針「市民がつくるキラリと光るオンリーワンのまちづくり」のもと、効率的な農業経営や担い手の育成強化、さらには学校給食や農産物直売所を活用した地産地消の推進など、農業分野において、その再生に向けた取り組みがなされているかと思いますが、私は常々地域の特色を生かした付加価値の高い農作物の生産振興が美濃市農業の再生には重要であると考えており、特に今年度当初予算化されました岐阜大学との連携事業である「仙寿菜」の生産流通活動については、新たなオンリーワンの美濃特産品を創出するプロジェクトとして特に期待をしているところであります。

こういった取り組みが一つの起爆剤となり、すべての美濃市農産物において、もうからない農業から脱却し、ただつくるだけの農業から、売り先まで考えた、いわゆる流通までを視野に入れた農業への転換が必要です。仙寿菜の生産振興においては、その知名度をいかに向上させ、美濃市の特産品としてのよさを消費者にいかに訴えていくかが重要なポイントになるかと思えます。

そこで1点目、今までの取り組み状況について、2点目としまして、これからの取り組みと今後の展開について、どのようなお考えを持たれているのか産業振興部長にお尋ねいたします。

次に、美濃中学校と美濃北中学校の再編成についてお伺いたします。

平成24年4月1日からの美濃中学校と美濃北中学校の再編成まで、いよいよ余すところ半年となりました。母校がなくなることは本当に寂しいものであります。牧谷地区は、平成15年4月の下牧地区小学校4校の再編成による下牧小学校の開校、平成20年4月の下牧小学校と上牧小学校の再編成による牧谷小学校の開校と、立て続けに学校再編問題に大きく揺れてまいりました。

そして、今回の美濃中学校と美濃北中学校の再編成につきましても、地区を代表されて協議を進めてみえました自治会、PTAや保育園など関係者の御尽力、御心労は非常に大きいものでございます。このことは、今回の再編成に当たり、美濃北中学校の今後を考える会が平成22年3月4日付で美濃市教育委員長に提出されました答申書の前段に記載されました「この答申は苦渋の判断であり、長年通った学校がなくなるのは痛恨の思いであります。しかしながら、子供の将来と安全を考えますと、再編成やむなしの結論に至りました」との文面からも容易に拝察できます。

教育委員会では、この答申を受けまして、同年5月に提示されました美濃中学校と美濃北

中学校の再編成についての市の最終案に基づきまして、美濃中学校・美濃北中学校再編成準備委員会を設置され、再編成に向けた諸準備を進められてみえます。これまでのところ、作業が順調に進捗していると聞いておりますが、実際に子供をお持ちの親や家族にとりましては、不安は尽きないものと考えます。こうしたことから、議会の場を通じまして、こうした不安を少しでも払拭できたらと考えます。

そこで1点目、美濃中学校・美濃北中学校再編成準備委員会の下に専門事項を協議・検討するために設けられました教育課程編成部会、交流部会、学校生活部会、備品・施設部会、PTA部会、通学部会の七つの部会について、これまでの協議・検討事項の進捗状況について、そして2点目としまして、実際私のもとにも学校再編への不安の声が伝わってきております。そこで、再編成に向けての今後の取り組みと、どのような展開がなされるかについて教育長にお尋ねいたします。

○議長（山口育男君） 産業振興部長 渡辺彰君。

○産業振興部長（渡辺 彰君） 太田議員から、美濃市の特産品「仙寿菜」の消費拡大につきまして、二つ御質問をいただきました。

初めに、今までの取り組み状況につきましてお答えいたします。

美濃市では平成21年度から、市の特産品として、岐阜大学で開発された赤色のアマランサス（仙寿菜）をブランド化して流通させ、地域の活性化につなげるため、農業生産者と岐阜大学と美濃市の連携により、仙寿菜の生産普及と高付加価値の産品としての販売が実現できるよう取り組んでいるところです。

平成21年3月から、美濃市内で仙寿菜を栽培するために岐阜大学と協議を始め、同年7月より2戸の農家で試験栽培を開始しました。その後、美濃仙寿菜研究会を立ち上げ、岐阜大学と仙寿菜の登録商標の利用許諾契約を行うとともに、道の駅美濃にわか茶屋にて販売を開始しました。その後、本格的に生産供給体制を確立するために、美濃仙寿菜生産組合を設立しております。

平成22年度は、地元生産者を5戸にふやして増産を図るとともに、岐阜大学、九州大学の教授等4人によるプロジェクトチームを組織していただき、仙寿菜栽培研修会を通じて、生産、流通販売に対する指導をいただいております。

また、総務省が推進し、地域主権型社会を構築する「緑の分権改革」調査事業に、当市から仙寿菜ブランド化事業を提案しましたところ、全国133件の提案の中から、27件のうちのひとつとして採択されましたが、これを活用して、アンケート調査や成分分析調査などを実施いたしました。

市場アンケートからは、仙寿菜の特徴として、珍しい野菜であること、岐阜大学ブランド野菜であること、栄養豊富であることが上げられますが、これらが主な購入動機となっており、購入者の満足度も8割を超える高いものであることが判明しました。また、成分分析の結果からは、仙寿菜には抗酸化力が強いベタシアニンが多く含まれ、ミネラルや食物繊維など、ほぼ全項目にわたってハウレンソウやキャベツなどの葉野菜と比較してすぐれていると

ということが証明されるなど成果を得ました。ブランド化事業では、この結果を活用してレシピ開発を行うほか、フォーラム開催により、市内の飲食店、お菓子屋さんなどに仙寿菜を活用いただく働きかけを行いました。

平成23年度に入ってから、生産者を6戸にふやして増産を図るとともに、道の駅にわか茶屋、みちくさ館、可児とれったひろばに加え、4月にオープンした関とれったひろばで販売を開始し、販路を徐々に拡大してまいりました。さらに、イオン株式会社と包括連携協定を行っている県の協力を得て、9月1日からは県下のイオン7店舗で販売を始め、これにより有力な販売ルートが確保されることとなりました。

次に、二つ目にお尋ねのありました、これからの取り組み展開についてお答えいたします。

さきの7月には、美濃青年会議所により、仙寿菜を使ったアイデア料理コンテストが開催されましたが、ここでは240点以上の応募作品を集めるなど、市民が参加して仙寿菜を盛り上げていこうとする機運の高まりが見られました。同コンテストでは、「花仙寿」と名づけられた赤紫色のいろどり鮮やかな花の形をしたギョーザが大賞に選ばれましたが、10月の美濃和紙あかりアート展にあわせて、うだつの町並みに観光客等に披露されることになっております。

また、地産地消を推進するため、10月には市内の学校給食に仙寿菜を使った料理を提供して、新たな美濃市の特産品を子供たちに知っていただく機会とする予定です。さらに、生産者には、仙寿菜を入れたもち、シャーベット、ゼリー、クッキーなどの加工品の製品化の研究にも取り組んでいただいております。今後、道の駅4周年記念イベント、名古屋市の金山総合駅で開催される飛騨美濃ふれっしゅ直行便及び美濃市産業祭でこれらの販売・試食などを実施し、多角的な商品構成で消費者の心をつかむ取り組みも進めてまいります。

一方、仙寿菜は新種の野菜ということもありまして、生産面での課題もあります。例えば、栽培の仕方によっては原種の緑色のアマランサスに戻ってしまいます。また、病害虫の被害に遭いやすい、寒さに弱いなどの問題があり、そうした面を克服し、だれでもつくりやすい仙寿菜として生産体制を確立することが求められております。そのためには、岐阜大学との産学官連携を活用して、仙寿菜の生産技術の確立と普及、情報化による低コスト省力農業の確立などを進めていく必要があります。

今後とも美濃市では、仙寿菜の消費拡大に向けた取り組みを通じ、生産から流通・販売・消費まで、いわゆる畑から食卓までを通して管理を行う、全国でも類を見ない農産物の生産流通モデルの構築を目指していきたいと考えております。

○議長（山口育男君） 教育長 藤川久男君。

○教育長（藤川久男君） 一般質問2点目、美濃中学校と美濃北中学校の再編成に向けた取り組みについての一つ目、美濃中学校・美濃北中学校再編準備委員会のもとに組織された七つの専門部会の協議・検討事項の進捗状況についてお答えをいたします。

美濃中学校・美濃北中学校再編準備委員会は、PTA、保育園保護者会、自治会の御理解のもと、平成22年度に関係小・中学校PTA会長、幼稚園・保育園保護者会会長、地区連合

自治会長、小・中学校校長、教頭を委員に設置されました。この準備委員会のもとに組織されました専門部会は、再編成準備にかかわります課題事項等を協議・検討する機関でございます。七つの部会がございます。

両校で実施されてきた教育課程を統一化するための教育課程編成部会、再編成された後も違和感なく学校生活が行われるよう、生徒間の交流を中心とした交流部会、制服・体操服等学校生活での決まりを調整する学校生活部会、北中にある備品・施設を整理する備品・施設部会、P T Aの規約や活動を統一するP T A部会、北中から美濃中に通学するためにスクールバスを使用することになりますが、その利用範囲、運行コース、乗降所等を調整する通学部会、美濃北中学校が廃校となるために行う閉校式典や記念誌の発行を検討する記念誌発行・閉校式典部会がございます。

各部会の進捗状況につきましては、国の中学校における学習指導要領に基づき、各学校で特色ある指導内容について、学校間で数度の調整が行われて、基本は美濃中学校とし、美濃北中学校のよい点を取り入れるということで進められている教育課程編成部会、備品・施設部会は、両校の教頭を中心として美濃中学校に持っていくもの、他校で利用するものの調整が行われ、本年12月までに決定することとしております。

生徒、保護者の交流や学校生活については、21年度から野球部等育成会活動を中心に生徒、保護者が一体となり活動を始めておられますし、22年度からは部活活動についても一緒にできるものは行っております。また、生徒会活動として、生徒会役員の交流も始めており、来年度の再編成に向けた環境づくりを行っているところでございます。制服、ジャージ、体操服等は美濃中学校の服装とし、美濃北中学校2年生については、体操服5,600円、ジャージ9,700円の購入補助も決定しております。

P T A部会におきましては、規約、役員区割り、残金処理等の基本案は、今年度のP T A総会において説明がなされ、承認がされており、細部の調整が残っている状況でございます。

通学部会におきましては、その利用範囲、運行コース、乗降所、乗降時間が決定され、昨年度においては試乗会も開催しております。

記念誌発行・閉校式典部会については、記念誌発行については、美濃北中学校の自治会、P T Aを中心とした実行委員会が組織され、発行に向けた準備が進められており、閉校式典につきましては、旧上牧小学校に倣って行うことにしております。

次に二つ目、再編成に向けての今後の対応についてお答えします。

すべての部会における調整は、本年12月までに終了することとしており、最終調整を行っているところでございます。閉校式典、引っ越し等は来年3月となりますし、スクールバスの試乗会も、年度末の時期には再度行いたいと考えております。また、こうした協議の結果につきましては、毎月発行しております「学校だより」に掲載しまして、保護者の皆様に報告しております。9月1日号広報「みの」にも特集を掲載しているところでございます。

いずれにいたしましても、不安の解消、よりよい教育環境、再編成してよかったと皆さんに言っていただけるよう、十分なる体制をとっていくことが重要と考えており、御理解と御

協力をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

[6番議員挙手]

○議長（山口育男君） 6番 太田照彦君。

○6番（太田照彦君） ありがとうございます。

2点につきまして、要望させていただきます。

仙寿菜の特産化事業の件につきましては、答弁の中にもありましたとおり、3年前から始まり、美濃市内外での認知も広がりを見せ、ようやく特産化のスタートラインに立ったところであると理解しました。ただし、これまでの3年間につきましては、仙寿菜の生産者の方々には並々ならぬ御苦勞があったと思います。いかに仙寿菜が岐阜大学開発の野菜であったとしても、現場での生産体系、販売体系が確立していない中で、うまく育つだろうか、果たして売れるだろうか、そんな不安があったことでしょう。また、紫外線を欲しがると野菜のため、暑い中でのハウス栽培、栄養価が高いため、防虫対策を含め、実際には経営的なリスクや損失を負いながら進めてこられました。

仙寿菜事業は、生産の皆さんの美濃市の特産品にして地域を元気にしようという自発的な思いの上に立って、ここまで進んでまいりました。こうした生産者の強い思いにこたえ、支えていくことこそが行政の使命であります。仙寿菜事業は始まったばかりです。今後におきましても、行政には、特産化に向けたより積極的なサポートを強く要望するものであります。

また、仙寿菜の特産化事業をモデルケースとして、その他の美濃市の多くの農産品についても生産・流通・販売体制を強化し、美濃市の農業、ひいては美濃市産業全体のレベルアップにつなげていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、美濃中学校と美濃北中学校の再編成につきましては、自治会、PTAや保育園、教育関係者など多くの皆様は何回も検討を重ねられ、多数の意見として結論に至っております。市もこうした状況に専門部会を設置され、真摯に取り組んでみえますことが答弁でも理解することができました。

美濃北中学校は、平成24年3月31日で閉校となります。閉校により、両校の再編問題が終了するととられがちですが、私はむしろ始まりだと思います。平成14年3月1日付で示されました美濃市学校再編成についての基本的な考え方には、再編成は複数指導者による指導、図書館教育の充実、体験学習の拡充など、よりよい教育環境を整え、教育効果をより一層高めるため、学校規模の適正化を図ることとございます。

平成24年4月1日の再編成が問題なく円滑に移行され、その後の教育効果が高められて、初めてそれぞれの関係者の労苦に報い、親の不安も解消されるものと考えます。引き続き再編成に向けた諸準備に万全を期していただきますとともに、再編後のよりよい教育環境の整備、充実にも努めていただきたいと思いますので、要望をしておきます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（山口育男君） 以上をもちまして、質疑及び市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている認第1号から議第60号までの19案件につきましては、お手元に

配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務産業建設常任委員会は9月14日及び15日の午前10時から、民生教育常任委員会は9月16日及び20日の午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月21日までの8日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから9月21日までの8日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（山口育男君） 本日は、これをもって散会いたします。

9月22日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日は御苦労さまでございました。

散会 午後3時08分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月13日

美濃市議会議長 山 口 育 男

署 名 議 員 野 倉 和 郎

署 名 議 員 塚 田 歳 春

平成23年9月22日

平成23年第5回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成23年 9 月 22 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成22年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成22年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成22年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第10号 平成22年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第11号 平成22年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第53号 平成23年度美濃市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第14 議第54号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第55号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第56号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第57号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第58号 美濃市税条例等の一部を改正する条例について
- 第19 議第59号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第60号 美濃市収入印紙等購買基金条例について
- 第21 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

第 1 から第21までの各事件

(追加日程)

議 第 6 4 号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

市議第 2 号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員 (1 3 名)

1 番	古 田 秀 文 君	2 番	岡 部 忠 敏 君
3 番	辻 文 男 君	4 番	庄 司 義 廣 君
5 番	古 田 豊 君	6 番	太 田 照 彦 君
7 番	森 福 子 君	8 番	山 口 育 男 君

9 番 佐藤好夫君
11 番 日比野豊君
13 番 塚田歳春君

10 番 岩原輝夫君
12 番 野倉和郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	石川道政君	副市長	加納和喜君
教育長	藤川久男君	総務部長	梅村健君
民生部長 (福祉事務所長)	西部真宏君	産業振興部長	渡辺彰君
建設部長	丸茂勝君	会計管理者兼 会計課長	瀬瀬恒雄君
教育次長	太田己代治君	美濃病院 事務局長	西部繁雄君
総務部参事兼 税務課長	古田行雄君	民生部参事兼 健康福祉課長	佐藤祥一君
総務課長	古田和彦君	産業課主幹兼 池尻笠神工業 団地推進室長	澤村佳史君
秘書課長	井上司君		

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	市原英樹	議会事務局長 次	古田孝見
議会事務局 書記	長屋充宏		

開議の宣告

○議長（山口育男君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（山口育男君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口育男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 古田秀文君、2番 岡部忠敏君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第20 議第60号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 日程第2、認第1号から日程第20、議第60号までの19案件を一括して議題といたします。

これら19案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 太田照彦君。

○総務産業建設常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月14日午前10時からと15日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得て委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号 平成22年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第11号 平成22年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のお

り認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号 平成23年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第55号 平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号 美濃市税条例等の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（山口育男君） 次に、民生教育常任委員会委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会委員長（森 福子君） おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月16日午前10時からと20日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号 平成22年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号 平成22年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号 平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号 平成22年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号 平成23年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第54号 平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第56号 平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号 平成23年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号 美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第60号 美濃市収入印紙等購買基金条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（山口育男君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

13番 塚田歳春君。

○13番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、日本共産党美濃市議会議員として、今期定例会に提出されました議第53号 平成23年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中、歳出7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費、工業団地負担経費1,443万3,000円及び第2表債務負担行為補正での工業団地開発経費2,233万4,000円について反対でありますので、以下、その理由を申し上げます。

今回のいずれの補正予算も、（仮称）池尻、笠神工業団地計画に係る基本調査費負担金の美濃市分であります。基本調査を行うことは、工業団地計画をスタートさせることです。私は、議会の一般質問で、テクノパークの費用対効果や本体工事の負担割合が不明確な点について質問をしたところでございます。特にテクノパークの雇用状況について、パート、派遣を含めて631名、そのうち市内雇用は162名と、2割強であることが答弁でも明らかになりましたが、その割合が余りにも低いと考えられます。

また、今回の工業団地計画は、県と美濃市、関市、県土地開発公社との共同事業となり、本体工事費約127億円のうち美濃市が応分の負担をしなければなりません。その負担割合が不明確なこのような大型事業のスタートを切るということは、余りにも無謀過ぎます。仮に工場用地を造成しても、果たして企業誘致ができるのか、今日の経済情勢は、円高のもとで先が見えない不透明な部分もあり、慎重に進めなければなりません。

美濃市にとって、新たな工業団地が本当に必要でしょうか。大局的に判断することが必要ではないでしょうか。

美濃市は、合併せず単独の道を選択しました。小さくても、農林業や地場産業、商店街の振興などに力を注ぎ、地域経済を元気にする施策を推進することの方が賢明な選択になるやわかりません。このような問題こそ、市民の皆さんに情報を提供し、市民の意見を聞くことが先決であります。よって、今回の補正予算の工業団地基本調査費負担金に反対をするものであります。

以上、簡単であります、討論といたします。

○議長（山口育男君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第1号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第9号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第10号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第11号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、認第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第53号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手多数であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第54号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第54号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第55号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第55号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第57号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第58号は委員長報告のとおり可決い

たしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第60号は委員長報告のとおり可決いたしました。

第21 閉会中の継続調査申出書について

○議長（山口育男君） 日程第21、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、総務産業建設常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管の事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（山口育男君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議第64号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第64号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 議第64号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第64号について、秘書課長 井上司君。

○秘書課長（井上 司君） おはようございます。

それでは、議第64号 美濃市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条

例について、御説明をいたします。

赤スタンプ8、議案集の1ページをお開きください。あわせて赤スタンプ9、議案説明資料の1ページと2ページを御参照ください。

今回の改正は、平成23年7月25日の市長任期満了に伴い、市長の給与の特例についても期限満了となったため、給与月額の特例措置を講ずる特例期間を改正するものでございます。

改正いたしますのは、本文中の「市長にあつては、平成19年10月1日から平成23年7月25日まで」を「市長にあつては、平成23年10月1日から平成27年7月25日まで」に改めるものでございます。

附則は、本条例の施行日を定めております。

以上で議第64号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（山口育男君） ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第64号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、議第64号は原案のとおり可決いたしました。

〔追加議案配付〕

○議長（山口育男君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第2号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（山口育男君） 市議第2号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

市議第2号について、6番 太田照彦君。

○6番（太田照彦君） ただいま上程されました市議第2号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の1ページ、並びに美濃市条例の制定の概要の1ページをあわせてごらんください。

この改正は、議員の報酬について減額措置を講じていた議会の議員の報酬の特例に関する条例の特例期間を、新たに平成23年10月1日から平成27年4月29日に一部改正するものであります。

提案理由としましては、地方の行財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。また、市民の中には、議員報酬が高過ぎるのではないかという御意見も多くあります。こうした現状を深く認識し、議会活性化委員会で議員の報酬について協議・検討してまいりました結果、任期中の期間では報酬月額を5%減額することに決めました。

このため、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条の規定にかかわらず、報酬月額を、議長にあっては37万8,100円、副議長にあっては33万5,825円、議員にあっては31万5,400円としたもので、その期間の「平成21年7月1日から平成23年4月29日まで」を「平成23年10月1日から平成27年4月29日まで」に改正するものです。

また、附則では公布の日から施行するとするものであります。

以上で市議第2号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山口育男君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（山口育男君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につい
ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山口育男君） 挙手全員であります。よって、市議第2号は原案のとおり決定いた
しました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、
会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口育男君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉
会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（山口育男君） これをもって本日の会議を閉じ、平成23年第5回美濃市議会定例会を
閉会いたします。

閉会 午前10時35分

市長あいさつ

○議長（山口育男君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第5回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上

げます。

このたびの定例会におきましては、平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め23件の議案につきまして、慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政運営に反映するよう努力する所存でございます。

さて、来年開催の第67回国民体育大会「ぎふ清流国体」のリハーサルとして9月10日に開催しました国体プレ大会は、天候にも恵まれ、市民の皆様の御理解と御協力によりまして、無事終了することができましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。サイクルシティーを目指す本市としては、国体本番に向けて市民の機運醸成に大きく寄与するとともに、高度な技術とスピードを競う競技を観戦することができました。

9月の連休中の17日、18日は、道の駅「美濃にわか茶屋」のオープン4周年感謝祭のイベントが行われ、大勢の皆様にお越しいただき、大変なにぎわいでございました。

9月27日から4日間、韓国原州市長の招待で、原州市で開催されます原州韓紙文化祭に、市議会議長さんや30名の和紙ちぎり絵サークルの皆さんと訪問し、日韓の文化交流を図るとともに、美濃市の観光PRなどを行ってまいります。

10月になりますと、美濃和紙あかりアート展を初め、福祉健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、あるいは11月には産業祭の開催など多くのイベントを予定いたしております。議員各位には、今までと同様に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

去る9月2日に野田新内閣がスタートいたしました。新しい内閣には、第一に東日本大震災の復旧・復興にスピード感をもって対応していただくとともに、一日も早く日本経済の立て直しに努めていただきたいと思います。

しかし、9月3日、4日には台風12号が長時間にわたり和歌山県や奈良県・三重県を初め各地に大きな被害をもたらし、平成に入って台風による犠牲者が最も多く出るという惨事が発生いたしました。昨日の東海地方を通過した台風15号も、各地に被害をもたらし、集中豪雨や土砂災害対策に対するスピーディーな情報の伝達や避難など、日ごろの備えも含め、新たな課題を投げかける結果となりました。

市政の運営につきましても、第5次総合計画の実現に向けて目標達成のため努力をするとともに、新内閣の動向を見守りつつ、財政負担の増加など地方への影響が懸念される場合には、全国市長会等を通じて国に要望するなど、積極的な対応を行ってまいります。

この夏は、6月から8月の間の平均気温が統計開始をして114年間で4番目に暑かったようですが、このところ朝夕は涼しくなり、秋の訪れを感じられるようになりました。議員各位には、何とぞ健康に留意され、市政進展のため一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（山口育男君） 本定例会には、平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了す

ることができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げまして閉会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年9月22日

美濃市議会議長 山 口 育 男

署 名 議 員 古 田 秀 文

署 名 議 員 岡 部 忠 敏

総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 5 号	平成22年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 7 号	平成22年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 11 号	平成22年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 53 号	平成23年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 55 号	平成23年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 58 号	美濃市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決

平成23年9月21日

総務産業建設常任委員会委員長 太 田 照 彦

美濃市議会議長 山 口 育 男 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	平成22年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	平成22年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 3 号	平成22年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 4 号	平成22年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	平成22年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 9 号	平成22年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 10 号	平成22年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 53 号	平成23年度美濃市一般会計補正予算（第3号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 54 号	平成23年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 56 号	平成23年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 57 号	平成23年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 59 号	美濃市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 60 号	美濃市収入印紙等購買基金条例について	原案可決

平成23年9月21日

民生教育常任委員会委員長 森 福 子

美濃市議会議長 山 口 育 男 様